

消 防 広 第 82 号
令 和 3 年 3 月 12 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官
(公印省略)

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの改定について

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

平成31年3月8日、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号。以下「基本計画」という。）において航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊が新たに制度化されたことや、統括指揮支援隊及び航空消防隊の最新の運用状況等を踏まえ、下記のとおり、首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（平成29年3月29日消防広第90号。以下「首都直下A P」という。）を改定しました。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内消防本部に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 首都直下A P改定の背景、主な改定内容

- (1) 基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）の変更に伴う改定
 - ア 横浜市消防局が統括指揮支援隊の運用を開始したことに伴う統括指揮支援隊・指揮支援隊の配置の見直し
 - イ 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊に係る内容の追記
 - ウ 佐賀県防災航空隊のヘリコプター運航開始（令和3年中に運航開始予定）に伴う航空小隊の応援編成計画の見直し
- (2) 訓練結果等を踏まえた見直し
 - ア 受援都道府県内の消防本部に属する統括指揮支援隊・指揮支援隊の運用の明示
 - イ 首都直下A Pの適用と同時に即時応援都道府県の都道府県大隊（※改定前は統合機動部隊が対象）に出動指示
 - ウ エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、同部隊を共に出動させる都道府県大隊を千葉県にも配置するよう応援編成計画を見直し

エ 出動指示を行う部隊の優先順位（指揮支援隊、航空指揮支援隊、航空小隊を優先）を明示

(3) 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成 28 年 3 月 29 日中央防災会議決定）の改定に伴う引用資料等のアップデート

(4) その他

ア 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（平成 28 年 3 月 29 日消防広第 69 号）との構成、表現の統一

イ 長野県消防防災航空隊のヘリコプター運航再開に伴う航空小隊の応援編成計画の見直し

2 添付資料

(1) 別添 1 首都直下 A P の改定背景、概要について

(2) 別添 2 首都直下 A P（改定版）

(3) 別添 3 新旧対照表

消防庁 国民保護・防災部 防災課
広域応援室 広域応援企画係

鈴木補佐・入澤係長・田中事務官・^{ふるは}古波事務官

電 話 03-5253-7527

F A X 03-5253-7537

E-mail : c.furuha@soumu.go.jp

首都直下地震における緊急消防援助隊 アクションプランの改定背景、概要について

令和3年3月12日
広域応援室

「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

アクションプランの位置づけ

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画第4章4において、南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、第一次出動都道府県大隊^{※1}及び出動準備都道府県大隊^{※2}だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプラン(以下「AP」という。)を定めることとしている。全国から広く応援が必要となる当該災害ごとにAPを定めることにより、被災地において緊急消防援助隊が迅速・的確に活動することが期待できる。

なお、首都直下地震における緊急消防援助隊AP(以下「首都直下AP」という。)は「首都直下地震における具体的な応対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定)(以下「具体計画」という。)の内容を踏まえたものとなっている。

※1 第一次出動都道府県: 第一次に応援出動する都道府県。災害発生都道府県の隣接4都道府県を指定している。

※2 出動準備都道府県: 第一次出動都道府県大隊では消防力が不足する場合に応援出動する都道府県。

災害発生都道府県に比較的近い12都道府県(第一次出動都道府県を除く)を指定している。

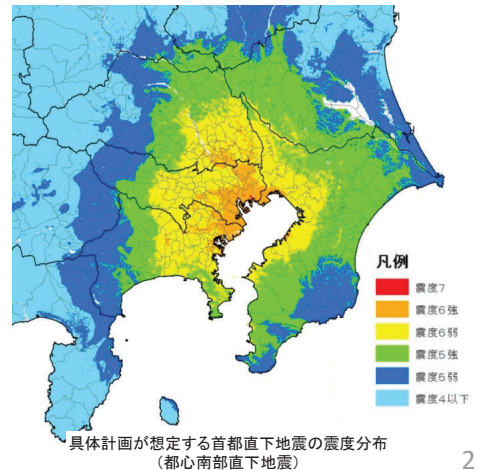
首都直下AP(改定前)の特徴

- ① 受援都道府県^{※3}以外から応援可能な全ての緊急消防援助隊を投入
- ② 即時応援都道府県^{※3}に対しては、首都直下APの適用と同時に統合機動部隊及び統括指揮支援隊の出動指示を行い、初動時の迅速性を確保
- ③ 都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、柔軟に進路変更が可能な場所に進出目標となる拠点を設定

※3 受援都道府県、即時応援都道府県の詳細は3ページを参照。

首都直下APの適用基準

- ① 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
- ② ①のほか、首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は首都直下APIに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合



受援都道府県等の定義

● 受援都道府県(4都県)

具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)をいう。

● 被害確認後応援都道府県(6県)

受援都道府県を除く都道府県のうち、首都直下地震緊急対策区域[※]を含む都道府県(群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県)をいう。

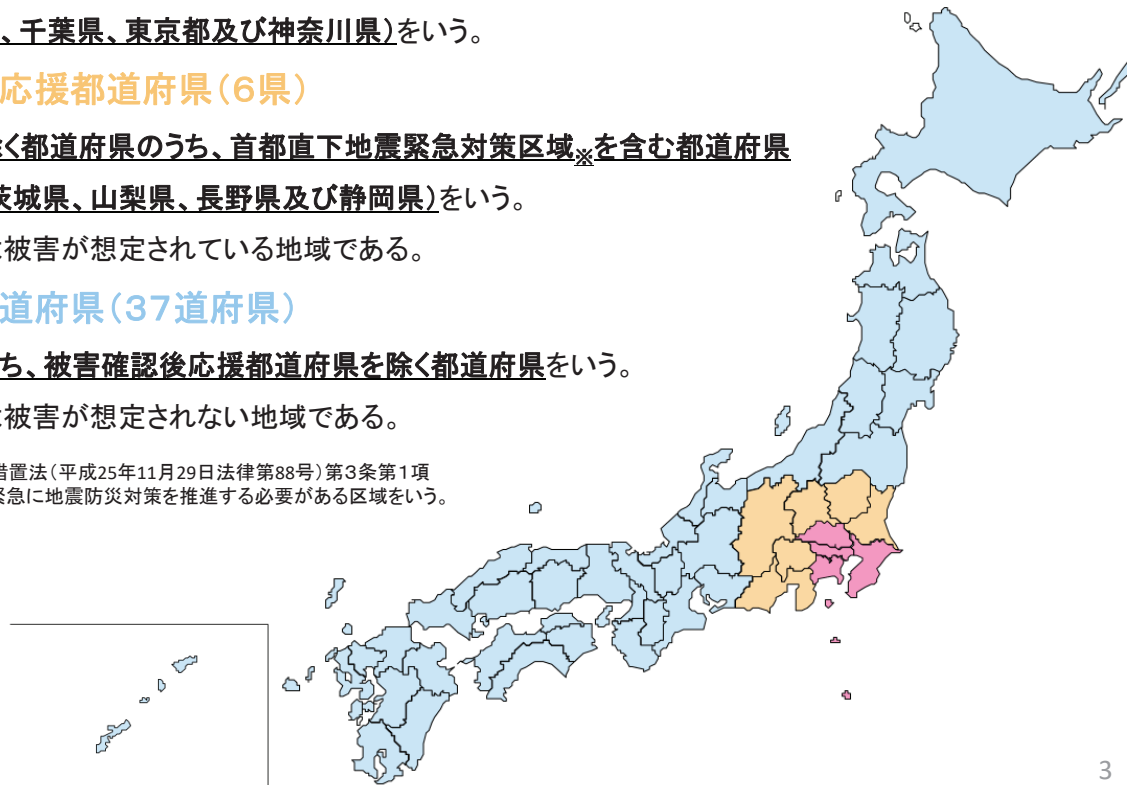
首都直下地震では被害が想定されている地域である。

● 即時応援都道府県(37道府県)

応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。

首都直下地震では被害が想定されない地域である。

※ 首都直下地震対策特別措置法(平成25年11月29日法律第88号)第3条第1項に基づき指定されている、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域をいう。



3

改定の背景、主な改定内容

1 緊急消防援助隊の各種計画・要綱の変更に伴う改定

- 横浜市消防局が統括指揮支援隊を運用開始(H31.4)したことに伴う統括指揮支援隊・指揮支援隊の配置の見直し【5~8ページ参照】
- 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊(H31.3制度化)に係る内容の追記
- 佐賀県防災航空隊のヘリコプター運航開始(R3運航開始予定)に伴う航空小隊の応援編成計画の見直し【5~8ページ参照】

2 訓練結果等を踏まえた見直し

- 受援都道府県内の消防本部に属する統括指揮支援隊・指揮支援隊の運用の明示
- 首都直下APの適用と同時に即時応援都道府県の都道府県大隊(※現計画では統合機動部隊)に出動指示
- エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、共に出動させる都道府県大隊を千葉県にも配置【5~8ページ参照】
- 出動指示を行う部隊の優先順位(指揮支援隊、航空指揮支援隊、航空小隊を優先)を明示

3 具体計画の改定を踏まえた改定

- 引用資料等のアップデート

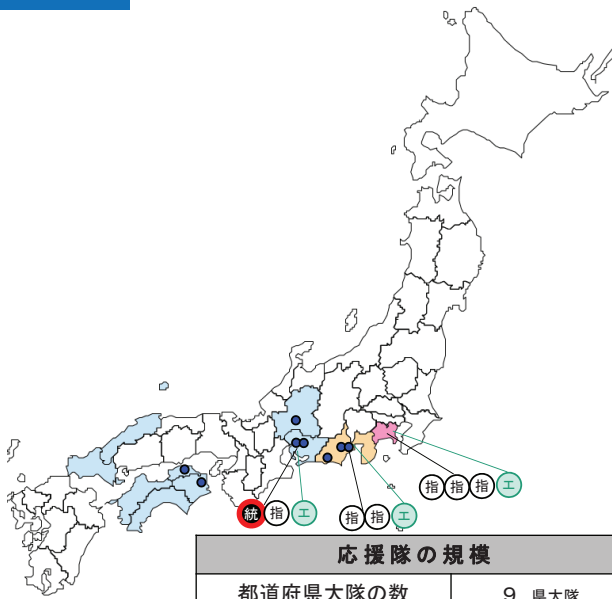
4 その他

- 南海トラフ地震における緊急消防援助隊AP(R2.7改定)との構成、表現の統一
- 長野県消防防災航空隊のヘリコプター運航再開に伴う航空小隊の応援編成計画の見直し【5~8ページ参照】

4

応援編成計画【神奈川県】

改定前

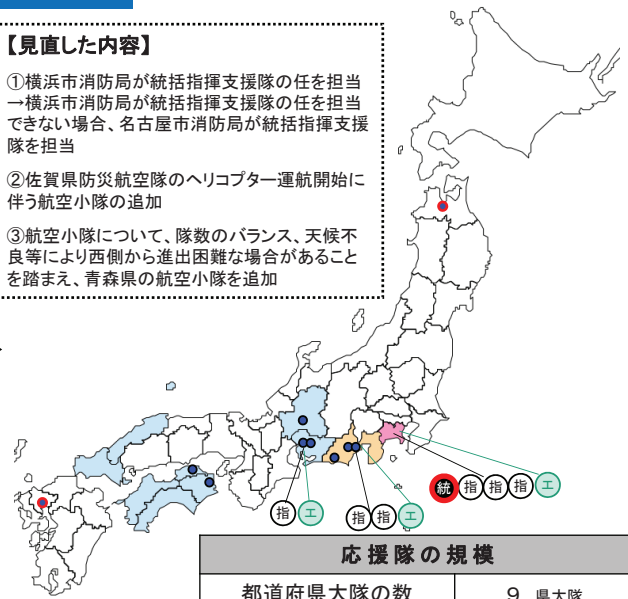


応援隊の規模	
都道府県大隊の数	9 県大隊
航空小隊 団体数	8 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	2 隊 (3 隊)

改定後

【見直した内容】

- ①横浜市消防局が統括指揮支援隊の任を担当
→横浜市消防局が統括指揮支援隊の任を担当できない場合、名古屋市消防局が統括指揮支援隊を担当
- ②佐賀県防災航空隊のヘリコプター運航開始に伴う航空小隊の追加
- ③航空小隊について、隊数のバランス、天候不良等により西側から進出困難な場合があることを踏まえ、青森県の航空小隊を追加



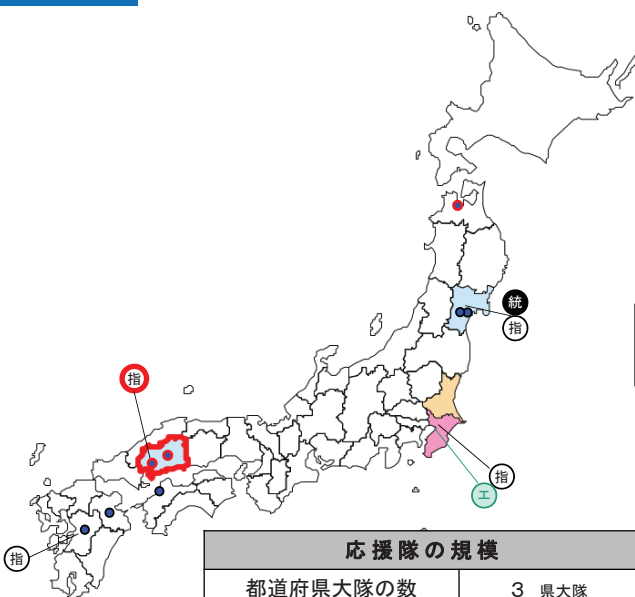
応援隊の規模	
都道府県大隊の数	9 県大隊
航空小隊 団体数	10 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	2 隊 (3 隊)

凡例

- 統: 統括指揮支援隊
- 指: 指揮支援隊
- 工: エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- 航空小隊を運航する団体
- (即時応援都道府県)・■ (被害確認後応援都道府県): 神奈川県へ都道府県大隊を出動させる都道府県
- : 配置を見直した隊

応援編成計画【千葉県】

改定前



応援隊の規模	
都道府県大隊の数	3 県大隊
航空小隊 団体数	8 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	0 隊 (1 隊)

改定後

【見直した内容】

- ①千葉県にエネルギー・産業基盤災害即応部隊を配置するため、都道府県大隊を入替え(付随して同一県に属する指揮支援隊・輸送航空小隊も入替え)
<指揮支援隊・航空小隊>
広島(県・市)→岡山(県・市)
<都道府県大隊>
広島県→岡山県
- ②長野県消防防災航空隊のヘリコプター運航再開に伴う被害確認後応援航空小隊(茨城県)の配置
- ③航空小隊の隊数のバランス等を考慮し、青森県の航空小隊を神奈川県へ配置換え



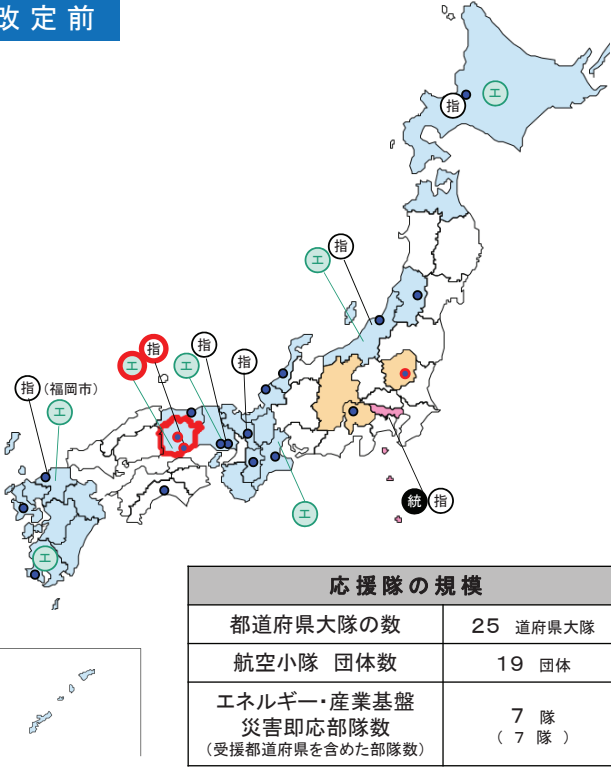
応援隊の規模	
都道府県大隊の数	3 県大隊
航空小隊 団体数	8 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	1 隊 (2 隊)

凡例

- 統: 統括指揮支援隊
- 指: 指揮支援隊
- 工: エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- 航空小隊を運航する団体
- (即時応援都道府県)・■ (被害確認後応援都道府県): 千葉県へ都道府県大隊を出動させる都道府県
- : 配置を見直した隊

応援編成計画【東京都】

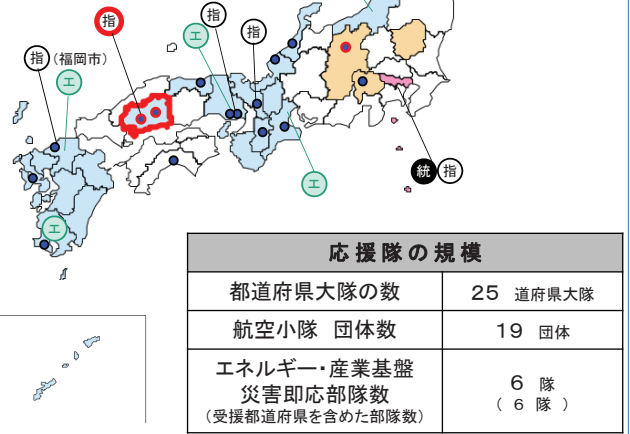
改定前



改定後

【見直した内容】

- ①千葉県に配置する指揮支援隊、都道府県大隊の入替えに伴う変更
 <指揮支援隊・航空小隊>
 岡山(県・市)→広島(県・市)
 <都道府県大隊>
 岡山県→広島県
- ②長野県消防防災航空隊のヘリコプター運航再開に伴う被害確認後応援航空小隊の入替え
 栃木県→長野県

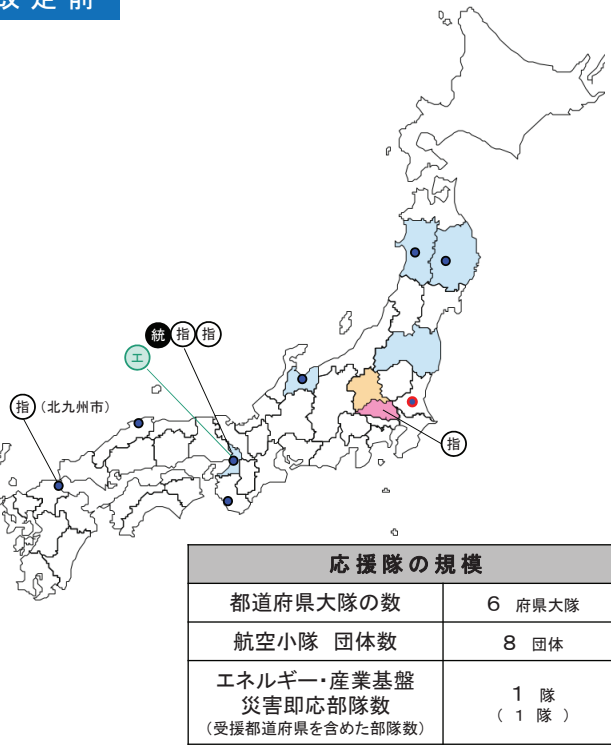


凡例

- 統括指揮支援隊
- 指揮支援隊
- エ エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- 航空小隊を運航する団体
- (即時応援都道府県)・■ (被害確認後応援都道府県) : 東京都へ都道府県大隊を出動させる都道府県
- : 配置を見直した隊

応援編成計画【埼玉県】

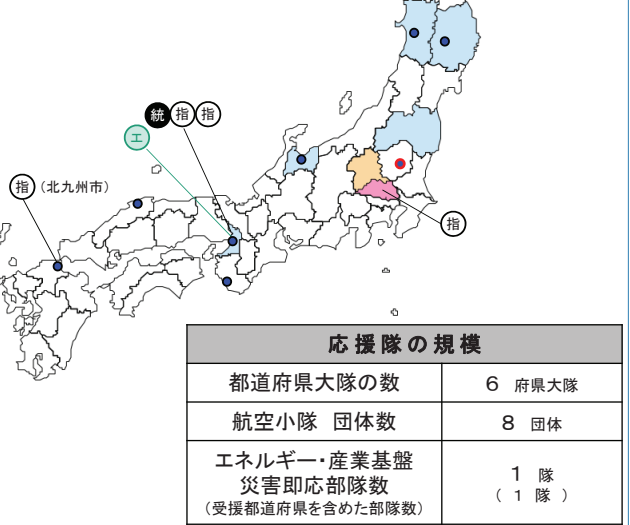
改定前



改定後

【見直した内容】

- ①長野県消防防災航空隊のヘリコプター運航再開に伴う被害確認後応援航空小隊の入替え
 茨城県→栃木県



凡例

- 統括指揮支援隊
- 指揮支援隊
- エ エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- 航空小隊を運航する団体
- (即時応援都道府県)・■ (被害確認後応援都道府県) : 埼玉県へ都道府県大隊を出動させる都道府県
- : 配置を見直した隊

策定 平成 29 年 3 月 29 日
変更 令和 3 年 3 月 12 日

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 趣旨・目的

第 2 節 用語の定義

第 3 節 緊急消防援助隊の出動指示

第 2 章 想定・適用基準

第 1 節 想定する地震・被害

第 2 節 適用基準

第 3 章 緊急消防援助隊の運用方針

第 1 節 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

第 2 節 都道府県大隊

第 3 節 水上小隊

第 4 節 航空指揮支援隊

第 5 節 航空小隊

第 6 節 航空後方支援小隊

第 4 章 発災から出動まで

第 1 節 消防庁と即時応援都道府県の対応

第 2 節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

第 3 節 消防庁と受援都道府県の対応

第 5 章 進出ルート・目標等

第 1 節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等

第 2 節 指揮支援部隊の進出

第 3 節 都道府県大隊の進出

第 6 章 被災地外における地域医療搬送

第 1 節 被災地外における地域医療搬送に必要な拠点

第 2 節 各機関の対応

第1章 総則

第1節 趣旨・目的

この首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。

本アクションプランにおいて、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。

第2節 用語の定義

- 1 受援都道府県とは、具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）をいう。
- 2 被害確認後応援都道府県とは、受援都道府県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）第3条第1項に基づき指定されている首都直下地震緊急対策区域を含む都道府県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）をいう。
- 3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く37道府県をいう。
- 4 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の第6章第1節1に規定する航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
- 5 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

第3節 緊急消防援助隊の出動指示

本アクションプランに基づく緊急消防援助隊（受援都道府県内の消防本部に属する緊急消防援助隊は除く。）の出動は、消防組織法第44条第5

項の規定に基づく指示とする。

第2章 想定・適用基準

第1節 想定する地震・被害

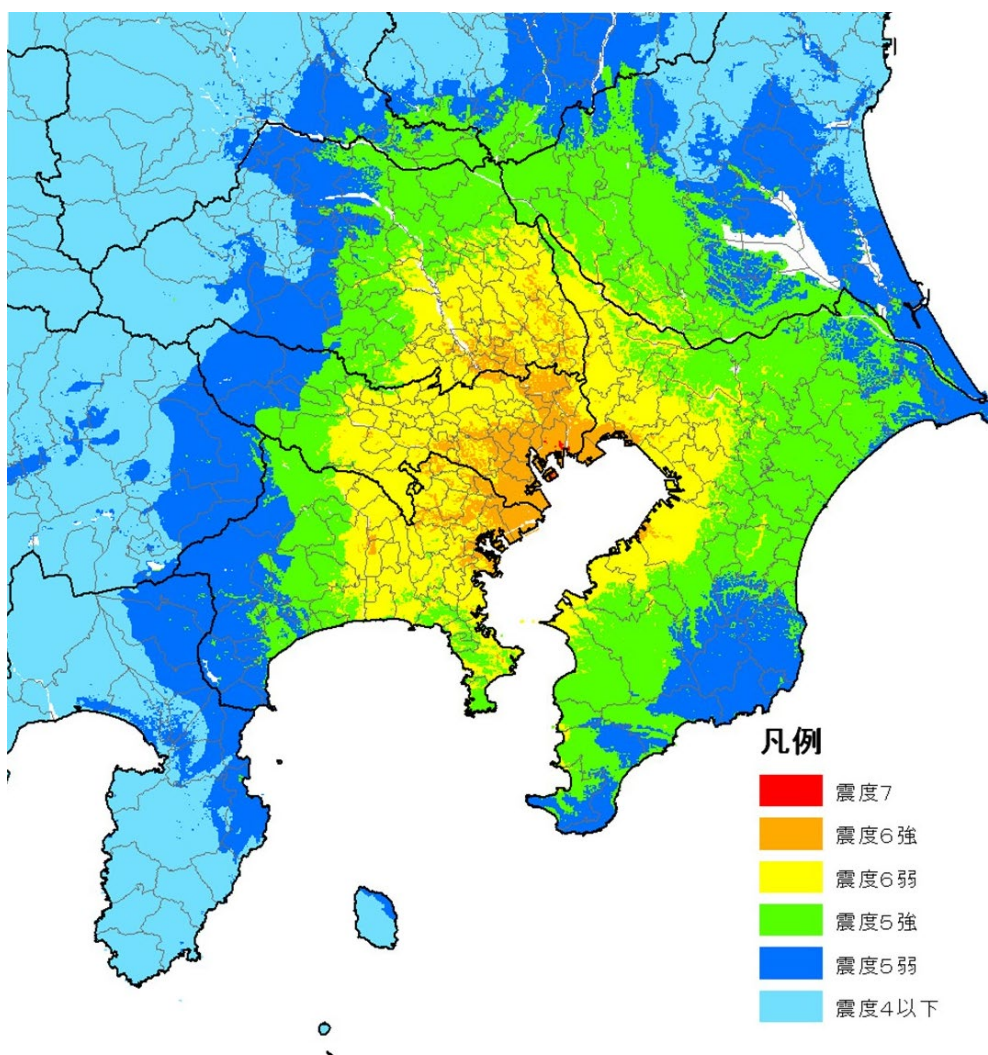
本アクションプランにおいて想定する地震及び当該地震による被害は、次のとおりとする。

1 想定する地震（首都直下地震）

(1) 想定ケース：中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月）」（以下「中央防災会議被害想定」という。）において防災・減災の対象とする地震とされたM7クラスの首都直下地震（19地震）のうち、被災量が最も大きく中央防災会議被害想定がその対象とした都心南部直下地震

(2) モーメントマグニチュード：7.3

【図1 震度分布（都心南部直下地震）】



※「首都直下地震の被害想定と対策について」（最終報告）（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討WG）別添資料1より

- 2 想定する被害 中央防災会議防災対策推進検討会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」による首都直下地震の被害想定概要（全6パターン）のうち、死者数及び全壊・焼失棟数が最大となるケース【時間帯：冬夕、風速：8 m/s】を想定。

【表1 都心南部直下地震における都道府県別全壊・焼失棟数及び死者数】

(冬夕、風速8m/s)
(棟)

(全壊・焼失棟数)

	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
茨城県	約 60	約 1,200	-	約 30	約 1,300
栃木県	-	約 80	-	約 10	約 80
群馬県	-	約 80	-	約 10	約 90
埼玉県	約 21,000	約 4,900	約 20	約 71,000	約 97,000
千葉県	約 11,000	約 5,600	約 80	約 25,000	約 42,000
東京都	約 105,000	約 7,000	約 300	約 221,000	約 333,000
うち都区部	約 97,000	約 6,800	約 200	約 195,000	約 299,000
神奈川県	約 37,000	約 2,800	約 700	約 95,000	約 136,000
山梨県	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-
合計	約 175,000	約 22,000	約 1,100	約 412,000	約 610,000

-：わずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(死者数)

(人)

	建物倒壊等		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)				
茨城県	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-
埼玉県	約 700	約 90	-	約 1,600 ～約 3,000	約 20	約 2,400 ～約 3,800
千葉県	約 400	約 50	-	約 500 ～約 1,000	約 20	約 900 ～約 1,400
東京都	約 4,000	約 400	約 20	約 4,500 ～約 8,400	約 300	約 8,900 ～約 13,000
うち都区部	約 3,700	約 300	約 10	約 4,000 ～約 7,400	約 300	約 8,000 ～約 11,000
神奈川県	約 1,300	約 100	約 40	約 2,100 ～約 4,000	約 100	約 3,600 ～約 5,400
山梨県	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-
合計	約 6,400	約 600	約 60	約 8,900 ～約 16,000	約 500	約 16,000 ～約 23,000

-：わずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第2節 適用基準

- 1 本アクションプランは、東京 23 区の区域において震度 6 強以上が観測された場合に適用する。
- 2 上記 1 の条件を満たす地震が発生した場合のほか、表 1 に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。

第3章 緊急消防援助隊の運用方針

第1節 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

1 隊の規模

統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊¹）。

2 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置

統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 統括指揮支援隊は、原則として、表2に示す応援編成計画に基づき配置し、航空小隊により輸送する。

なお、東京都にあつては、東京消防庁がその任を担当できない場合、京都市消防局を配置し、神奈川県にあつては、横浜市消防局がその任を担当できない場合、名古屋市消防局を配置する。

(2) 指揮支援隊は、原則として、出動可能な全ての指揮支援隊を、表2に示す応援編成計画に基づき配置し、陸路で車両により移動する。ただし、到着までの時間等を考慮し、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は、原則として、航空小隊により輸送する。

【表2 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の応援編成計画】

受援都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部	指揮支援隊の属する消防本部
東京都	東京消防庁 ^{*1} (京都市消防局 ^{*2})	東京消防庁 ^{*1} 札幌市消防局、新潟市消防局、京都市消防局 神戸市消防局、広島市消防局、福岡市消防局
埼玉県	大阪市消防局	さいたま市消防局 ^{*1} 大阪市消防局、堺市消防局、北九州市消防局
千葉県	仙台市消防局	千葉市消防局 ^{*1} 仙台市消防局、岡山市消防局、熊本市消防局
神奈川県	横浜市消防局 ^{*1} (名古屋市消防局 ^{*2})	横浜市消防局 ^{*1} 、川崎市消防局 ^{*1} 、相模原市消防局 ^{*1} 静岡市消防局 ^{*3} 、浜松市消防局 ^{*3} 、名古屋市消防局

※1 受援都道府県内の統括指揮支援隊又は指揮支援隊が属する消防本部

※2 受援都道府県内の統括指揮支援隊が属する消防本部がその任を担当できない場合に、統括指揮支援隊を担当する消防本部

※3 被害確認後受援都道府県に属する消防本部

¹ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

第2節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（水上小隊を除く。以下同じ。）は、原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね5,100隊²）。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の受援都道府県への配置は、原則として、表3に示す応援編成計画に基づき、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

3 隊の編成に関する留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に、先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、水源が十分に確保できない状況下でも消火活動が最大限行えることを重視するとともに、倒壊家屋からの救助活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表3 都道府県大隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援都道府県の都道府県大隊	被害確認後受援都道府県の都道府県大隊
東京都	北海道 ^{【エネ】} 、青森県、山形県、新潟県 ^{【エネ】} 、石川県、福井県、三重県 ^{【エネ】} 、滋賀県、京都府、兵庫県 ^{【エネ】} 、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、福岡県 ^{【エネ】} 、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ^{【エネ】} 、沖縄県	栃木県、山梨県、長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府 ^{【エネ】}	群馬県
千葉県 ^{【エネ】}	宮城県、岡山県 ^{【エネ】}	茨城県
神奈川県 ^{【エネ】}	岐阜県、愛知県 ^{【エネ】} 、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県 ^{【エネ】}

【エネ】：エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成可能な都道府県

第3節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、原則として、受援都道府県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊³）。

² 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

³ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（水上小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

2 水上小隊の配置

水上小隊の受援都道府県への配置は、次に掲げる方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況、出動可能隊数報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海水面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証書上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、「沿海区域」を航行できる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等の手続を行うよう連絡する。

第4節 航空指揮支援隊

航空指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の管理が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊を選定する。
- (2) 航空指揮支援隊は、被害状況等を踏まえ、航空指揮支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊により輸送する。

第5節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、受援都道府県及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊⁴）。

2 航空小隊の配置

航空小隊の受援都道府県への配置は、次に掲げる方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 航空小隊については、原則として、表4に示す応援編成計画に基づき配置する。
- (2) 指揮支援部隊輸送航空小隊は、原則として、指揮支援部隊と同所属の航空小隊又は指揮支援部隊が存する都道府県内の航空小隊とする。

なお、これにより難しい場合は、別の航空小隊を指定する。

⁴ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（航空小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計から残留させる航空隊数を除き、稼働率を考慮し算出した隊数

(3) 情報収集航空小隊は、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できる航空小隊を優先して指定する。

(4) 消火航空小隊は、航空活動の状況を踏まえ、火災の発生状況に応じ指定する。

なお、消火航空小隊は、原則として、消火タンクを装着可能な航空小隊から指定する。

(5) 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を表5に基づき1隊確保する。

なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留する運航可能な航空隊を交代する。

3 出動及び任務指定に関する留意事項

(1) 指揮支援部隊輸送航空小隊

指揮支援部隊輸送後は、原則として、被災地において情報収集、救助、救急又は輸送の任務を行う。

(2) 救助・救急・輸送航空小隊

努めて、救助、救急及び輸送の全ての任務が遂行可能な体制で出動する。

【表4 航空小隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援航空小隊 ^{※1}		被害確認後 応援航空小隊 ^{※2}
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊		
東京都	京都市 ^{※3}	札幌市、山形県、新潟県、石川県 福井県、三重県、兵庫県、神戸市 奈良県、鳥取県、広島県、広島市 高知県、福岡市、長崎県、鹿児島県	山梨県 長野県
埼玉県	大阪市	岩手県、秋田県、富山県、和歌山県 島根県、北九州市	栃木県
千葉県	仙台市	宮城県、岡山県、岡山市、愛媛県 熊本県、大分県	茨城県
神奈川県	名古屋市 ^{※3}	青森県、岐阜県、愛知県、徳島県 香川県、佐賀県 ^{※4}	静岡県 静岡市 浜松市

※1 即時応援航空小隊とは、即時応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊をいう。

※2 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊をいう。

※3 受援都道府県内の統括指揮支援隊が属する消防本部がその任を担当できない場合に、統括指揮支援隊の輸送を担当する航空小隊

※4 令和3年運航開始予定

【表5 残留する航空隊の候補】

ブロック	都道府県・団体（丸数字は、優先順位を示す。）
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①福島県、②青森県
関東	①群馬県 [*] 、②栃木県
中部・近畿	①滋賀県、②岐阜県
中国・四国	①山口県、②香川県
九州	①宮崎県、②大分県

※ 令和3年運航開始予定

第6節 航空後方支援小隊

航空後方支援小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊を選定する。
- (2) 航空後方支援小隊は、被害状況等を踏まえ、航空後方支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空後方支援小隊は、原則として、陸路で車両により移動する。

第4章 発災から出動まで

第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 長官は、上記1の連絡及び依頼と同時に、第3章第1節、第2節及び第5節に示す運用方針に基づき、即時応援都道府県の都道府県大隊、統括指揮支援隊及び当該統括指揮支援隊を輸送する航空小隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。
- 3 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊（航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。）について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 4 長官は、即時応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。
 - (1) 指揮支援隊、航空指揮支援隊及び航空小隊
 - (2) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）
- 5 長官は、上記2及び4の指示を行うに当たり、被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は受援都道府県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。
- 6 上記2及び4の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空指揮支援隊、航空小隊及び航空後方支援小隊（以下「航空部隊等」という。）を有する都道府県知事は、航空部隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

- 9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記3の対応を行う。

【図2 即時応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消防庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼 統括指揮支援隊へ出動指示 都道府県大隊へ出動指示 </div> 出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊 ・航空小隊 ②航空後方支援小隊	出動準備	出動準備	出動準備
10分				
30分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
60分		出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
			出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)	

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に指揮支援隊及び航空小隊（航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。）について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。
 - (1) 指揮支援隊、航空指揮支援隊及び航空小隊
 - (2) 都道府県大隊

- (3) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）
- 4 長官は、上記3の指示を行うに当たり、被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は受援都道府県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。
- 5 上記3の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空部隊等を有する都道府県知事は、航空部隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 6 上記5により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 7 上記5及び6の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 8 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

【図3 被害確認後応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消防庁	指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊	
発災	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼 </div> <p>出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊 ・航空小隊 ②都道府県大隊 ③航空後方支援小隊</p>	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備	
10分					
30分			出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
					出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)	
				出動可能隊数報告 (都道府県大隊)	
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)	

第3節 消防庁と受援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、受援都道府県及び受援都道府県を經由して当該都道府県内

の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。

- 2 上記1の連絡を受けた受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援部隊の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保等の受援体制を整える。

なお、受援都道府県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。

- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対して、その旨を通知（市町村長にあつては、都道府県知事を経由して行う。）する。
- 4 消防庁は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して、その旨を通知（消防本部にあつては、都道府県を経由して行う。）する。
- 5 受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第5章 進出ルート・目標等

第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等

1 ヘリコプター離着陸場

統括指揮支援隊が、航空小隊により消防応援活動調整本部等に進出する際に使用する離着陸場をいう（受援都道府県のヘリコプター離着陸場候補地は、別表1参照）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

2 進出拠点

都道府県大隊が、指定された受援都道府県に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という（受援都道府県の進出拠点候補地は、別表2-1、別表2-2参照）。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県隊の進出ルートを勘案し、あらかじめ指定する。

3 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という（受援都道府県の航空機用救助活動拠点候補地は、別表3参照）。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。

4 緊急輸送ルート

全国からの応援部隊等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークを「緊急輸送ルート」という（別添参照）。消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。

第2節 指揮支援部隊の進出

1 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、別表1に示す受援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、受援都道府県（東京都については東京消防庁）に設置される消防応援活動調整本部へ進出する。

2 指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は航空小隊により進出する。

なお、消防本部等の指定がない場合は、受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

3 航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県の活動拠点ヘリベースへ進出する。

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出

都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により別表2-1、2-2に示す進出拠点に進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出

北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

(1) 遠方の応援都道府県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送が迅速な進出のために必要であると判断した場合は、当該フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡するとともに、消防庁に海路等を報告する。連絡を受けた都道府県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

(2) 消防庁は、空路又は海路による都道府県大隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。

(3) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員、車両及び資機材の輸送可否並びに被災地における移動手段及び後方支援体制について調整し、これらが調整できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

第6章 被災地外における地域医療搬送

第1節 被災地外における地域医療搬送に必要な拠点

1 航空搬送拠点

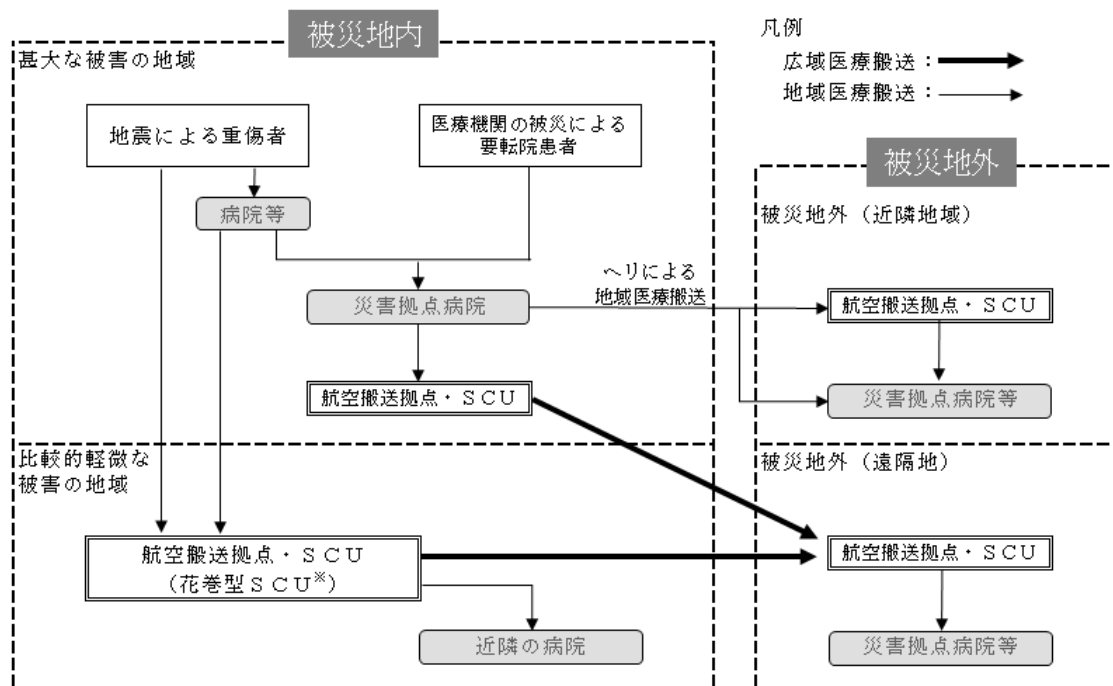
広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU (Staging Care Unit: 航空搬送拠点臨時医療施設) が設置可能なものをいう (別表5、6参照)。

第2節 各機関の対応

- 1 消防庁は、被災地において発生した傷病者の搬送に伴い、被災地外の航空搬送拠点から災害拠点病院等への搬送手段の確保について、緊急災害対策本部から依頼を受けた場合、当該航空搬送拠点が存する都道府県に対して、この旨連絡し、搬送手段の確保について調整を依頼する。
- 2 上記1の依頼を受けた都道府県は、当該搬送手段の確保について、当該都道府県内の消防本部等と調整する。
- 3 上記2の調整結果を踏まえ、当該都道府県内の消防本部は、救急隊等を速やかに航空搬送拠点まで出動させる。

なお、当該救急隊等の活動は、被災地において発生した傷病者への対応であることから、長官からの緊急消防援助隊の出動指示に基づく活動とみなす。

【図4 地域医療搬送、広域医療搬送の流れ (概念図)】



※ 東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的軽微であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

【別表1 受援都道府県のヘリコプター離着陸場候補地一覧】

都道府県	優先順位	名称	所在地	離着陸帯の広さ (長さm×幅m)	着陸可能重量 (kg)	座標	夜間照明の有無	給油の可否	調整本部までの距離 (km)
	2	東京ヘリポート	東京都江東区新木場四丁目	90m×30m		北緯35度38分10秒 東経139度50分22秒	有	可	13.9
	3	立川飛行場	東京都立川市泉町1156番地1	900m×45m		北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒	有	可	40.2
埼玉県	1	浦和秋ヶ瀬	埼玉県さいたま市桜区 大字道場字柳原東2050	20m×25m		北緯35度50分23秒 東経139度36分50秒	有		3.9
	2	東日本高速道路(株) 関東支社 道路管制センター	埼玉県さいたま市岩槻区	21m×21m	6,800kg	北緯35度56分18.0秒 東経139度41分17.2秒	有		11.3
	3	越谷防災基地	埼玉県越谷市北後谷4	24m×20m		北緯35度53分00秒 東経139度45分26秒	有		12.4
千葉県	1	千葉県庁屋上HP	千葉県千葉市中央区市場町1-1	17m×17.5m	4,000kg	北緯35度36分18秒 東経140度07分24秒	有		-
	2	千葉県警屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-9-1	24m×24m	12,400kg	北緯35度36分11秒 東経140度07分24秒	有		0.35
	3	千葉市消防局屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-2-1	18m×15m	4,444kg	北緯35度36分14秒 東経140度07分15秒	有		0.40
神奈川県	1	みなとみらいヘリポート	横浜市西区みなとみらい1丁目	30.8m×25m	22,680kg	北緯35度27分47.8秒 東経139度38分14.7秒	有		2.4
	2	横浜ヘリポート	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目3番地	48m×36 m	9,000kg	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒	有	可	21.0
	3	横浜市役所屋上HP	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地10	23.2m×19.2m	11,000kg	北緯35度27分02秒 東経139度38分03秒	有		0.7

※優先順位1～3の全ての離着陸場が被災等により使用できない場合は、受援都県において速やかに代替の離着陸場を選定するものとする。
 なお、代替の離着陸場が確保できない場合は、隣接都県の離着陸場を使用することも考慮するものとする。

【別表2-1 応援都道府県別進出拠点候補地一覧】

都道府県	都道府県大隊の登録隊数※1							進出拠点候補地		応援先
	指揮※2	消火	救助	救急	後方支援	その他※3	計	最終ルート	SA・PA等	
北海道	8	167	27	91	39	48	380	—	佐野SA、守谷SA、三芳PA	東京都
青森県	4	44	7	23	18	15	111	東北自動車道	佐野SA	東京都
岩手県	3	42	7	23	17	6	98	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
宮城県	4	52	10	24	18	16	124	東関東自動車道	酒々井PA	千葉県
秋田県	3	40	7	19	11	8	88	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
山形県	3	28	7	18	15	3	74	東北自動車道	佐野SA	東京都
福島県	5	52	8	36	19	11	131	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
茨城県	3	61	14	49	30	22	179	東関東自動車道	酒々井PA	千葉県
栃木県	3	39	11	27	17	8	105	東北自動車道	蓮田SA	東京都
群馬県	4	40	8	23	16	5	96	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
新潟県	4	62	16	37	22	19	160	関越自動車道	高坂SA	東京都
富山県	3	30	7	20	14	11	85	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
石川県	3	29	5	15	16	12	80	関越自動車道	高坂SA	東京都
福井県	3	29	5	12	11	6	66	関越自動車道	高坂SA	東京都
山梨県	3	21	5	14	14	5	62	中央自動車道	石川PA	東京都
長野県	3	53	14	37	17	17	141	関越自動車道	三芳PA	東京都
岐阜県	4	55	14	38	16	7	134	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
静岡県	3	55	18	39	24	27	166	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
愛知県	4	111	25	73	40	40	293	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
三重県	3	41	7	29	13	12	105	東名高速道路	足柄SA	東京都
滋賀県	3	25	6	14	12	6	66	東名高速道路	足柄SA	東京都
京都府	4	46	10	21	13	16	110	東名高速道路	足柄SA	東京都
大阪府	6	133	22	58	29	42	290	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
兵庫県	5	95	19	68	31	27	245	東名高速道路	足柄SA	東京都
奈良県	3	24	7	20	12	7	73	東名高速道路	足柄SA	東京都
和歌山県	3	29	9	18	12	5	76	東名高速道路	足柄SA	東京都
鳥取県	3	19	3	7	7	5	44	東名高速道路	足柄SA	東京都
島根県	2	23	6	21	8	5	65	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
岡山県	4	44	13	28	13	17	119	館山自動車道	市原SA	千葉県
広島県	3	61	12	39	22	20	157	東名高速道路	足柄SA	東京都
山口県	3	33	9	24	16	9	94	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
徳島県	3	19	9	17	8	10	66	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
香川県	3	21	6	12	7	8	57	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
愛媛県	3	30	10	22	13	11	89	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
高知県	3	21	8	17	8	4	61	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
福岡県	7	53	15	40	28	29	172	東名高速道路	足柄SA	東京都
佐賀県	2	16	4	11	9	5	47	東名高速道路	足柄SA	東京都
長崎県	3	33	7	21	10	4	78	東名高速道路	足柄SA	東京都
熊本県	4	34	12	27	15	16	108	東名高速道路	足柄SA	東京都
大分県	2	27	8	15	11	6	69	東名高速道路	足柄SA	東京都
宮崎県	3	17	4	15	10	3	52	東名高速道路	足柄SA	東京都
鹿児島県	3	35	12	28	14	14	106	東名高速道路	足柄SA	東京都
沖縄県	3	21	6	21	9	3	63	東名高速道路	足柄SA	東京都

※1 登録隊数は、令和2年4月1日現在の登録隊数(指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。)

※2 指揮隊の登録隊数は、都道府県大隊指揮隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の合計値

※3 その他の登録隊数は、通信支援小隊、特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊を除く。)及び特殊装備小隊の合計値

【別表2-2 進出拠点候補地一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積(㎡)	駐車台数(台)	給油設備					
						ガソリン	軽油	給油設備 (レーン) の数	停電時の 対応可否	給油事業所名	中核給油所
茨城県	守谷SA(上り線)	常磐自動車道	茨城県守谷市大柏166	20,492	大型車 99 普通車 258	65,000	45,000	8	可	ENEOS	●
栃木県	佐野SA(上り線)	東北自動車道	栃木県佐野市黒袴町1022	28,345	大型車 53 普通車 218	60,000	20,000	10	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	高坂SA(上り線)	関越自動車道	埼玉県東松山市田木4-5	25,692	大型車 88 普通車 326	50,000	30,000	8	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	三芳PA(上り線)	関越自動車道	埼玉県入間郡三芳町大字上富2204	19,084	大型車 118 普通車 200	60,000	20,000	8	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	蓮田SA(上り線)	東北自動車道	埼玉県蓮田市大字川島370	81,493	大型車 127 普通車 352	40,000	80,000	8	可	ENEOS	●
千葉県	酒々井PA(上り線)	東関東自動車道	千葉県印旛郡酒々井町墨字小谷津1402	15,139	大型車 75 普通車 122	70,000	20,000	4	可	ENEOS	●
千葉県	湾岸幕張PA(上り線)	東関東自動車道	千葉県千葉市美浜区浜田2-2-102	9,638	大型車 48 普通車 63	-	-	-	-	-	-
千葉県	幕張PA(上り線)	京葉道路	千葉県千葉市花見川区幕張町2-2651-1	13,662	大型車 53 普通車 151	-	-	-	-	-	-
千葉県	市原SA(上り線)	館山自動車道	千葉県市原市海保字中木々音1154-1	11,750	大型車 32 普通車 170	40,000	20,000	8	可	出光興産(シェル)	●
東京都	石川PA(上り線)	中央自動車道	東京都八王子市石川町2975	10,063	大型車 53 普通車 105 ※大型との兼用あり	-	-	-	-	-	-
神奈川県	海老名SA(上り線)	東名高速道路	神奈川県海老名市大谷南5-1-2	22,437	大型車 89 普通車 446 ※大型との兼用あり	50,000	70,000	9	可	ENEOS	●
神奈川県	厚木PA(外回り)	首都圏中央連絡 自動車道	神奈川県厚木市関口704	7,450	大型車 51 普通車 58	-	-	-	-	-	-
山梨県	談合坂SA(上り線)	中央自動車道	山梨県上野原市大野4943	144,480	大型車 157 普通車 490 ※大型との兼用あり	60,000	30,000	7	可	ENEOS	●
静岡県	足柄SA(上り線)	東名高速道路	静岡県御殿場市深沢1801-1	21,277	大型車 165 普通車 431 ※大型との兼用あり	70,000	30,000	6	可	出光興産(シェル)	●

【別表3 航空機用救助活動拠点候補地一覧】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※	座標
埼玉県	本田エアポート	埼玉県比企郡	本田航空株式会社	航空機の駐機・給油等	北緯35度58分30秒 東経139度31分04秒
埼玉県	本田航空トレーニングスポット	埼玉県比企郡	本田航空株式会社	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度58分11秒 東経139度31分26秒
埼玉県	日高総合公園グランド	埼玉県日高市	日高市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度54分02秒 東経139度22分59秒
埼玉県	吉見総合運動公園	埼玉県比企郡	一般財団法人公園財団	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度03分24秒 東経139度19分09秒
埼玉県	嵐山町総合運動公園	埼玉県比企郡	嵐山町教育委員会	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度01分36秒 東経139度19分10秒
埼玉県	朝霞市中央公園グランド	埼玉県朝霞市	朝霞市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度47分30秒 東経139度35分42秒
埼玉県	和光市荒川河川敷運動公園	埼玉県和光市	和光市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度48分09秒 東経139度38分12秒
埼玉県	上奥富運動公園	埼玉県狭山市	狭山市公園管理事務所	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度52分14秒 東経139度24分36秒
埼玉県	鳩山町立鳩山中学校第2グランド	埼玉県比企郡	鳩山町教育委員会	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度59分07秒 東経139度20分10秒
埼玉県	行田市総合公園	埼玉県行田市	行田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度09分14秒 東経139度27分02秒
埼玉県	神川ゆーゆーランド	埼玉県児玉郡	神川町	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度12分40秒 東経139度04分55秒
埼玉県	横瀬町民グランド	埼玉県秩父郡	横瀬町	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度59分39秒 東経139度06分25秒
埼玉県	深谷市豊里運動公園	埼玉県深谷市	深谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度14分43秒 東経139度16分26秒
埼玉県	大利根運動公園野球場	埼玉県加須市	加須市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度08分15秒 東経139度40分00秒
埼玉県	羽生中央公園	埼玉県羽生市	羽生市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度10分33秒 東経139度33分20秒
埼玉県	白岡市総合運動公園	埼玉県白岡市	白岡市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度00分50秒 東経139度40分52秒
千葉県	県総合スポーツセンター	千葉県千葉市	千葉県	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分51秒 東経140度07分05秒
千葉県	大堀川防災レクリエーション公園	千葉県柏市	柏市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度52分26秒 東経139度58分30秒
千葉県	鎌ヶ谷市営陸上競技場	千葉県鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分54秒 東経140度00分43秒
千葉県	四街道総合公園	千葉県四街道市	四街道市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分12秒 東経140度11分20秒
千葉県	いすみ市文化とスポーツの森	千葉県いすみ市	いすみ市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度17分11秒 東経140度18分06秒
千葉県	旭文化の杜公園	千葉県旭市	旭市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分01秒 東経140度38分56秒
千葉県	松尾運動公園	千葉県山武市	山武市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分29秒 東経140度26分57秒
千葉県	鴨川市総合運動公園	千葉県鴨川市	鴨川市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度06分41秒 東経140度04分46秒
千葉県	昭和の森	千葉県千葉市	千葉市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度31分12秒 東経140度16分44秒
千葉県	長南町陸上競技場	千葉県長南町	長南町	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度23分06秒 東経140度14分32秒
千葉県	千葉市消防局ヘリポート	千葉県千葉市	千葉市	航空機の駐機・給油等	北緯35度32分49秒 東経140度14分36秒
東京都	立川飛行場	東京都立川市	防衛省	航空機の駐機・給油等	北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒
東京都	白鬚東地区及び汐入公園	東京都墨田区 /荒川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分58秒 東経139度48分52秒
東京都	若洲海浜公園	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分06秒 東経139度50分13秒
東京都	都立木場公園	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分27秒 東経139度48分31秒
東京都	東京ビッグサイト	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分42秒 東経139度47分55秒
東京都	東京臨海広域防災公園 (東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区))	東京都江東区	関東地方整備局 ・東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分07秒 東経139度47分38秒
東京都	大井ふ頭中央海浜公園	東京都品川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分38秒 東経139度45分13秒

【別表3 航空機用救助活動拠点候補地一覧】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※	座標
東京都	都立駒沢オリンピック公園	東京都目黒区 ／世田谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分31秒 東経139度39分41秒
東京都	都立砧公園	東京都世田谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分45秒 東経139度37分17秒
東京都	都立代々木公園	東京都渋谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分21秒 東経139度41分50秒
東京都	都立和田堀公園	東京都杉並区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度41分03秒 東経139度38分29秒
東京都	都立城北中央公園	東京都板橋区 ／練馬区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度45分24秒 東経139度40分23秒
東京都	都立光が丘公園	東京都練馬区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分00秒 東経139度38分00秒
東京都	都立舎人公園	東京都足立区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度47分52秒 東経139度46分11秒
東京都	都立水元公園	東京都葛飾区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分56秒 東経139度52分14秒
東京都	都立篠崎公園	東京都江戸川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分55秒 東経139度53分50秒
東京都	都立葛西臨海公園	東京都江戸川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分32秒 東経139度51分35秒
東京都	八王子市立上柚木公園	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分06秒 東経139度21分57秒
東京都	北野多目的広場	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分12秒 東経139度21分22秒
東京都	八王子市立滝が原運動場	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分09秒 東経139度19分59秒
東京都	八王子市立富士森公園	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分05秒 東経139度19分17秒
東京都	都立武蔵野中央公園	東京都武蔵野市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分07秒 東経139度33分30秒
東京都	都立府中の森公園	東京都府中市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分34秒 東経139度29分31秒
東京都	都立神代植物公園	東京都調布市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分16秒 東経139度32分53秒
東京都	都立武蔵野の森公園	東京都府中市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分16秒 東経139度31分41秒
東京都	町田市立野津田公園	東京都町田市	町田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分33秒 東経139度26分32秒
東京都	町田リサイクル文化センター	東京都町田市	町田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分13秒 東経139度24分41秒
東京都	都立小金井公園	東京都小金井市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分51秒 東経139度30分38秒
東京都	都立東村山中央公園	東京都東村山市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度44分49秒 東経139度27分34秒
東京都	都立東大和南公園	東京都東大和市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度44分02秒 東経139度25分19秒
東京都	柳泉園クリーンポート	東京都東久留米市	柳泉園組合	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度45分17秒 東経139度29分44秒
東京都	多摩市立陸上競技場	東京都多摩市	多摩市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分29秒 東経139度27分37秒
東京都	都立秋留台公園	東京都あきる野市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分51秒 東経139度18分00秒
神奈川県	横浜ヘリポート	横浜市金沢区	横浜市	航空機の駐機・給油等	北緯35度20分33秒 東経139度39分19秒
神奈川県	横浜市消防訓練センター	横浜市深谷町	横浜市	航空機の駐機等	北緯35度23分19秒 東経139度30分17秒
神奈川県	みなとみらいヘリポート	横浜市西区	横浜市	航空機の駐機等	北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒
神奈川県	県総合防災センター	厚木市下津古久	神奈川県	航空機の駐機等	北緯35度24分15秒 東経139度21分13秒

※ 用途は、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)被災地において、空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記

【別表4 陸路以外の主な進出手段】

対応が想定される状況	手段	候補ルート		備考	
		出発地	到着地		
北海道大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	函館港	大間港	所要時間 約1時間30分	
			青森港	所要時間 約3時間50分	
		苫小牧西港	八戸港	所要時間 約7時間	
			大洗港(茨城港)	所要時間 約19時間	
			仙台港	所要時間 約15時間	
		苫小牧東港	(秋田港→)新潟港	所要時間 約20時間(苫小牧東港→秋田港→新潟港)	
		小樽港	新潟港	所要時間 約18時間	
沖縄県大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	那覇港	鹿児島港	所要時間 約25時間30分	
			(志布志港→)大阪港	所要時間 約39時間(那覇港→志布志港→大阪港)	
			志布志港	所要時間 約18時間【RORO船】	
			(志布志港→)東京港	所要時間 約45時間(那覇港→志布志港→東京港)【RORO船】	
北海道大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	新千歳空港	東京国際空港 (羽田空港)	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出	
沖縄県大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機		那覇空港		成田国際空港
		東京国際空港 (羽田空港)			
		成田国際空港			
遠方からの迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	自衛隊輸送機 (C-130、C-1、 CH-47)	緊急災害対策本部を通じて調整			陸路が途絶した際等に被災地の状況から特に必要がある場合に活用
	自衛隊艦艇				
	民間フェリー	徳島港	東京港	所要時間 約18時間30分	
		北九州(新門司)港	(徳島港→)東京港	所要時間 約35時間(新門司港→徳島港→東京港)	
志布志港		東京港	所要時間 約25時間【RORO船】		

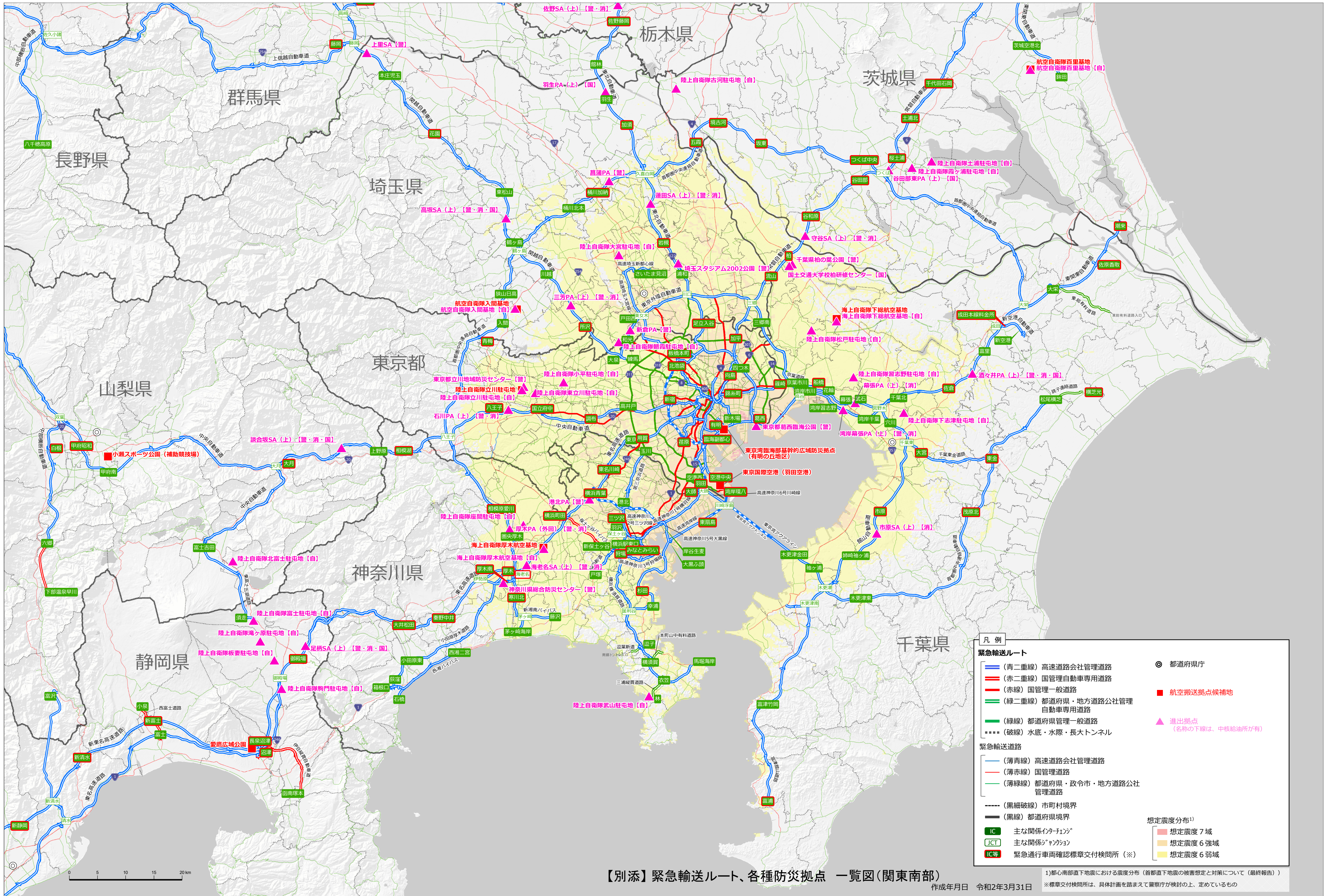
【別表5 被災地内の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	回転翼機
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 (有明の丘地区)		○
	東京国際空港	○	○
	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○

【別表6 被災地外の航空搬送拠点候補地】

地方	都道府県	航空搬送拠点候補地	備考
北海道	北海道	新千歳空港	
	北海道	航空自衛隊千歳基地	
	北海道	札幌飛行場(陸上自衛隊丘珠駐屯地)	
東北	青森県	青森空港	
	岩手県	花巻空港	
	宮城県	仙台空港	
	宮城県	航空自衛隊松島基地	
	宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地	※
	山形県	山形空港	
	山形県	庄内空港	
	福島県	福島空港	
関東	茨城県	航空自衛隊百里基地	
	栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	
	群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地	※
	山梨県	小瀬スポーツ公園(補助競技場)	※
北陸	新潟県	新潟空港	
	富山県	富山空港	
	石川県	小松飛行場(航空自衛隊小松基地)	
中部	長野県	松本空港	
	岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	
	静岡県	愛鷹広域公園	※
	静岡県	静岡空港	
	静岡県	航空自衛隊浜松基地	
	愛知県	名古屋飛行場(航空自衛隊小牧基地)	
近畿	大阪府	関西国際空港	
	大阪府・兵庫県	大阪国際空港	
	兵庫県	神戸空港	
	和歌山県	南紀白浜空港	
中国	鳥取県	鳥取空港	
	鳥取県	美保飛行場(航空自衛隊美保基地)	
	島根県	出雲空港	
	岡山県	岡山空港	
	広島県	広島空港	
	山口県	山口宇部空港	
四国	徳島県	徳島飛行場(海上自衛隊徳島航空基地)	
	香川県	高松空港	
	愛媛県	松山空港	
九州	福岡県	福岡空港	
	福岡県	北九州空港	
	佐賀県	佐賀空港	
	長崎県	長崎空港	
	熊本県	熊本空港(陸上自衛隊高遊原分屯地を含む。)	
	大分県	大分空港	
	宮崎県	宮崎空港	
	宮崎県	航空自衛隊新田原基地	
鹿児島県	鹿児島空港		

※当該航空搬送拠点における離着陸は、回転翼機のみが可能である。



【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図(関東南部)

作成年月日 令和2年3月31日

凡例

緊急輸送ルート

- (青二重線) 高速道路会社管理道路
- (赤二重線) 国管理自動車専用道路
- (赤線) 国管理一般道路
- (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
- (緑線) 都道府県管理一般道路
- (破線) 水底・水際・長大トンネル

緊急輸送道路

- (薄青線) 高速道路会社管理道路
- (薄赤線) 国管理道路
- (薄緑線) 都道府県・政令市・地方道路公社管理道路

--- (黒細破線) 市町村境界
 --- (黒線) 都道府県境界

● 都道府県庁
 ■ 航空搬送拠点候補地
 ▲ 進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)

IC 主な関係インターチェンジ
 JCT 主な関係ジャンクション
 IC等 緊急通行車両確認標章交付検問所 (※)

想定震度分布¹⁾

- 想定震度7域
- 想定震度6強域
- 想定震度6弱域

¹⁾都心南部直下地震における震度分布(首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告))
 ※標章交付検問所は、具体計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの

【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図(関東北部)

作成年月日 令和2年3月31日

凡例

緊急輸送ルート

- (青二重線) 高速道路会社管理道路
- (赤二重線) 国管理自動車専用道路
- (赤線) 国管理一般道路
- (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
- (緑線) 都道府県管理一般道路
- (破線) 水底・水際・長大トンネル

緊急輸送道路

- (薄青線) 高速道路会社管理道路
- (薄赤線) 国管理道路
- (薄緑線) 都道府県・政令市・地方道路公社管理道路

境界

- (黒細破線) 市町村境界
- (黒線) 都道府県境界

IC

- IC 主な関係インターチェンジ
- JCT 主な関係ジャンクション
- IC等 緊急通行車両確認標章交付検問所(※)

都道府県庁

- ◎ 都道府県庁

航空搬送拠点候補地

- 航空搬送拠点候補地

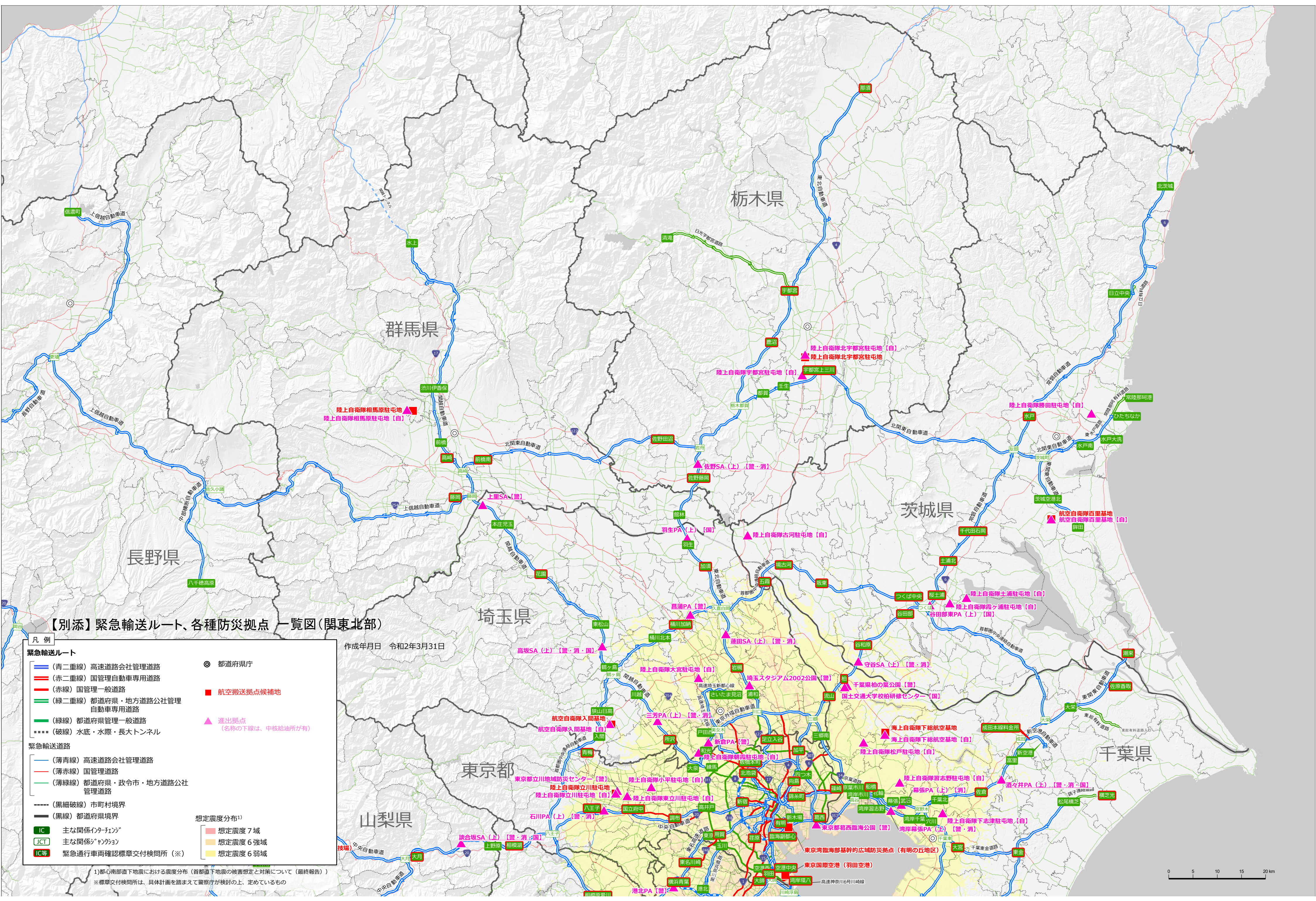
進出拠点

- ▲ 進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)

想定震度分布¹⁾

- 想定震度7域
- 想定震度6強域
- 想定震度6弱域

1) 都心南部直下地震における震度分布(首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告))
※標章交付検問所は、具体計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの



【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図(甲信・静岡)

凡例

緊急輸送ルート

- (青二重線) 高速道路会社管理道路
- (赤二重線) 国管理自動車専用道路
- (赤線) 国管理一般道路
- (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
- (緑線) 都道府県管理一般道路
- (破線) 水底・水際・長大トンネル

緊急輸送道路

- (薄青線) 高速道路会社管理道路
- (薄赤線) 国管理道路
- (薄緑線) 都道府県・政令市・地方道路公社管理道路

● 都道府県庁

■ 航空搬送拠点候補地

▲ 進出拠点
(名称の下線は、中核給油所が有)

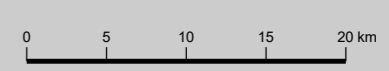
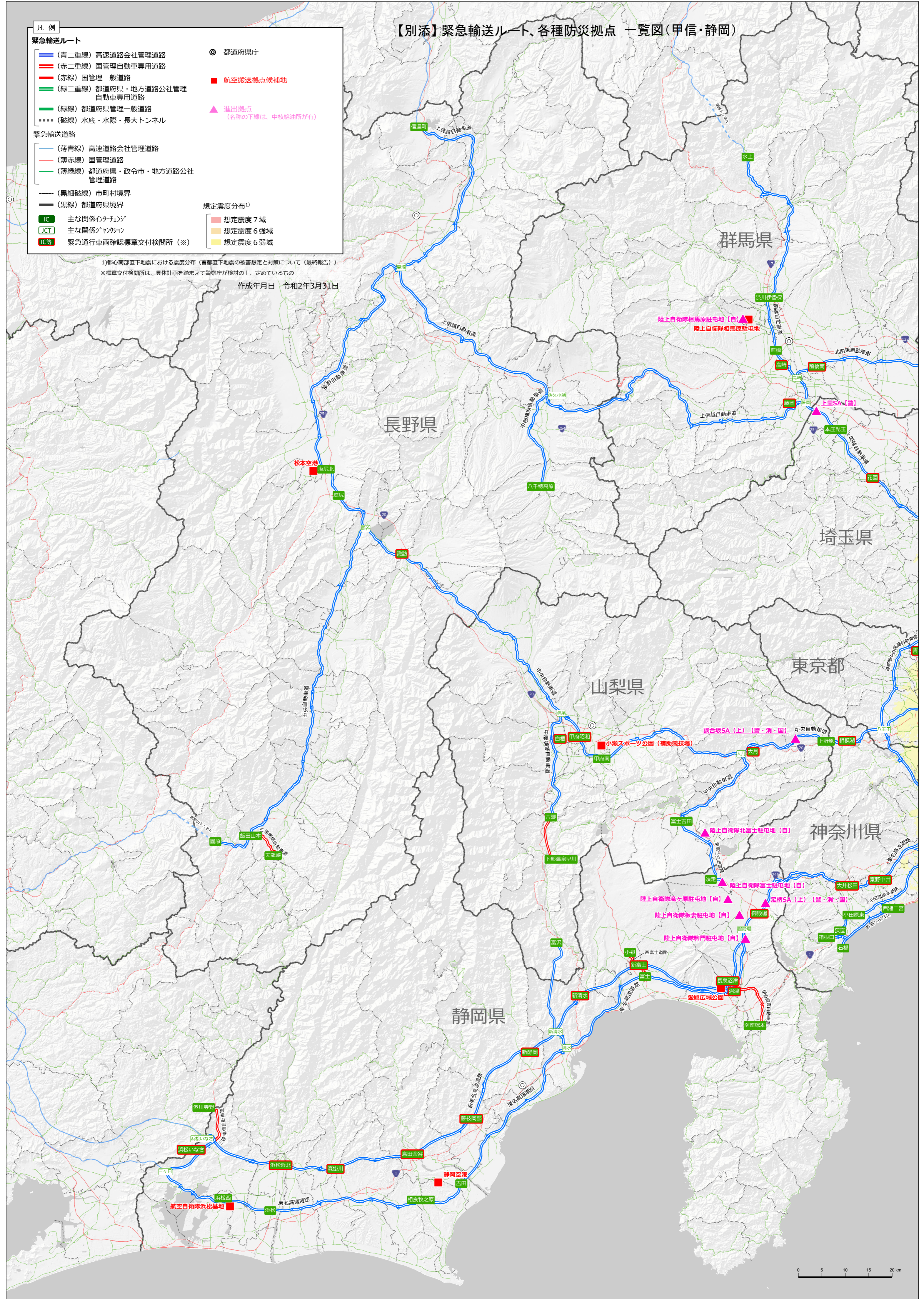
想定震度分布¹⁾

- 想定震度7域
- 想定震度6強域
- 想定震度6弱域

IC 主な関係インターチェンジ
JCT 主な関係ジャンクション
IC等 緊急通行車両確認標章交付検問所(※)

1) 都心南部直下地震における震度分布(首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告))
※ 標準交付検問所は、具体計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの

作成年月日 令和2年3月31日



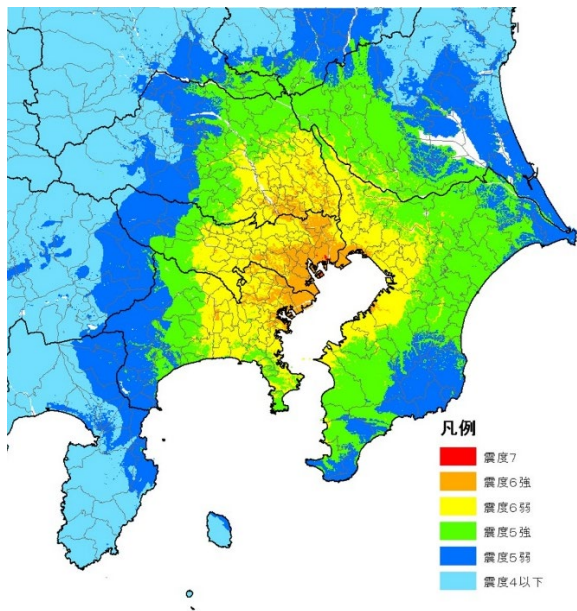
新旧対照表（首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン）

別添 3

新	旧	備考
<p>策定 平成 29 年 3 月 29 日 <u>変更 令和 3 年 3 月 12 日</u></p> <p>首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン</p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p> 第1節 <u>趣旨・目的</u></p> <p> 第2節 <u>用語の定義</u></p> <p> 第3節 <u>緊急消防援助隊の出動指示</u></p> <p>第2章 想定・適用基準</p> <p> 第1節 想定する地震・被害 <u>(削除 ※第1章第2節へ)</u></p> <p> 第2節 適用基準 <u>(削除 ※第1章第3節へ)</u></p> <p>第3章 緊急消防援助隊の運用方針</p> <p> 第1節 <u>統括指揮支援隊及び指揮支援隊</u></p> <p> 第2節 都道府県大隊</p> <p> 第3節 水上小隊</p> <p> 第4節 <u>航空指揮支援隊</u></p> <p> 第5節 航空小隊</p> <p> 第6節 <u>航空後方支援小隊</u></p> <p>第4章 <u>発災から出動まで</u></p> <p> 第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応</p> <p> 第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応</p> <p> 第3節 消防庁と受援都道府県の対応 <u>(削除)</u></p> <p>第5章 進出ルート・目標等</p> <p> 第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等</p> <p> 第2節 指揮支援部隊の進出</p> <p> 第3節 都道府県大隊の進出</p>	<p>策定 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン</p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>趣旨・目的</u></p> <p> <u>(新設)</u></p> <p> <u>(新設)</u></p> <p> <u>(新設)</u></p> <p>第2章 想定・適用基準</p> <p> 第1節 想定する地震・被害</p> <p> 第2節 <u>受援都道府県等の定義</u></p> <p> 第3節 適用基準</p> <p> 第4節 <u>緊急消防援助隊の出動指示</u></p> <p>第3章 <u>発災後の対応</u></p> <p> 第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応</p> <p> 第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応</p> <p> 第3節 消防庁と受援都道府県の対応</p> <p> 第4節 <u>その他の対応</u></p> <p>第4章 緊急消防援助隊の運用方針</p> <p> 第1節 <u>指揮支援部隊</u></p> <p> 第2節 都道府県大隊</p> <p> 第3節 航空小隊</p> <p> 第4節 水上小隊 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>第5章 進出ルート・目標等</p> <p> 第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点</p> <p> 第2節 指揮支援部隊の進出</p> <p> 第3節 都道府県大隊の進出</p>	<p>第3章と第4章を入替え</p> <p>第3章第4節は、第5章と内容が重複するものが多いことから、第5章へ集約</p>

<p>第6章 被災地外における地域医療搬送</p> <p>第1節 <u>被災地外における地域医療搬送に必要な拠点</u></p> <p>第2節 各機関の対応</p>	<p>第6章 被災地外における地域医療搬送</p> <p>第1節 <u>用語の定義</u></p> <p>第2節 各機関の対応</p>	
<p>第1章 <u>総則</u></p> <p><u>第1節 趣旨・目的</u></p> <p>この首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。</p> <p>本アクションプランにおいて、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。</p> <p>なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。</p> <p><u>第2節 用語の定義</u></p> <p><u>1 受援都道府県とは、具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の4都県をいう。</u></p> <p><u>2 被害確認後応援都道府県とは、受援都道府県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）第3条第1項に基づき指定されている首都直下地震緊急対策区域を含む都道府県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）の6県をいう。</u></p> <p><u>3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く37道府県をいう。</u></p> <p><u>4 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の第6章第1節1に規定する航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。</u></p>	<p>第1章 <u>趣旨・目的</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>この首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。</p> <p>本アクションプランにおいて、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。</p> <p>なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2章、第6章のそれぞれで定義していたものを集約</p>

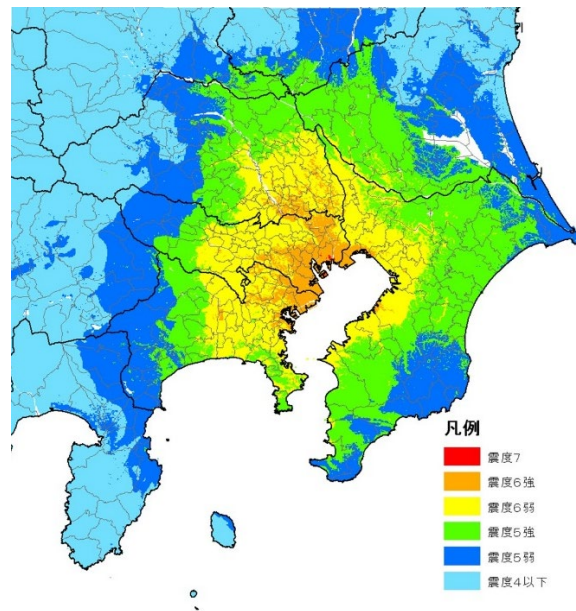
<p><u>5 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。</u></p> <p><u>第3節 緊急消防援助隊の出動指示</u> <u>本アクションプランに基づく緊急消防援助隊（受援都道府県内の消防本部に属する緊急消防援助隊は除く。）の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に基づく指示とする。</u></p>	<p><u>(新設 ※第2章第4節から移動)</u></p>	
<p>第2章 想定・適用基準 第1節 想定する地震・被害 本アクションプランにおいて想定する地震及び当該地震による被害は、次のとおりとする。</p> <p>1 想定する地震（首都直下地震）</p> <p>(1) 想定ケース：中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月）」（以下「中央防災会議被害想定」という。）において防災・減災の対象とする地震とされたM7クラスの首都直下地震（19地震）のうち、被災量が最も大きく中央防災会議被害想定がその対象とした都心南部直下地震</p> <p>(2) モーメントマグニチュード：7.3</p> <p>【図1 震度分布（都心南部直下地震）】</p>	<p>第2章 想定・適用基準 第1節 想定する地震・被害 本アクションプランにおいて想定する地震及び当該地震による被害は、次のとおりとする。</p> <p>1 想定する地震（首都直下地震）</p> <p>(1) 想定ケース：中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月）」（以下「中央防災会議被害想定」という。）において防災・減災の対象とする地震とされたM7クラスの首都直下地震（19地震）のうち、被災量が最も大きく中央防災会議被害想定がその対象とした都心南部直下地震</p> <p>(2) モーメントマグニチュード：7.3</p> <p>【図1 震度分布（都心南部直下地震）】</p>	



※「首都直下地震の被害想定と対策について」（最終報告）（平成 25 年 12 月 中央防災会議 首都直下地震対策検討WG）別添資料 1 より

2 想定する被害 中央防災会議防災対策推進検討会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」による首都直下地震の被害想定
の概要（全6パターン）のうち、死者数及び全壊・焼失棟
数が最大となるケース【時間帯：冬夕、風速：8 m/s】を
想定。

【表1 都心南部直下地震における都道府県別全壊・焼失棟数及び死者数】



※「首都直下地震の被害想定と対策について」（最終報告）（平成 25 年 12 月 中央防災会議 首都直下地震対策検討WG）別添資料 1 より

2 想定する被害 中央防災会議防災対策推進検討会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」による首都直下地震の被害想定
の概要（全6パターン）のうち、死者数及び全壊・焼失棟
数が最大となるケース【時間帯：冬夕、風速：8 m/s】を
想定。

【表1 都心南部直下地震における都道府県別全壊・焼失棟数及び死者数】

(冬夕、風速8m/s)
(棟)

(全壊・焼失棟数)					
	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
茨城県	約 60	約 1,200	-	約 30	約 1,300
栃木県	-	約 80	-	約 10	約 80
群馬県	-	約 80	-	約 10	約 90
埼玉県	約 21,000	約 4,900	約 20	約 71,000	約 97,000
千葉県	約 11,000	約 5,600	約 80	約 25,000	約 42,000
東京都	約 105,000	約 7,000	約 300	約 221,000	約 333,000
うち都区部	約 97,000	約 6,800	約 200	約 195,000	約 299,000
神奈川県	約 37,000	約 2,800	約 700	約 95,000	約 136,000
山梨県	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-
合計	約 175,000	約 22,000	約 1,100	約 412,000	約 610,000

-: わずか
 ※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(死者数)
(人)

	建物倒壊等		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)					
茨城県	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-
埼玉県	約 700	約 90	-	約 1,600 ～約 3,000	約 20	約 2,400 ～約 3,800
千葉県	約 400	約 50	-	約 500 ～約 1,000	約 20	約 900 ～約 1,400
東京都	約 4,000	約 400	約 20	約 4,500 ～約 8,400	約 300	約 8,900 ～約 13,000
うち都区部	約 3,700	約 300	約 10	約 4,000 ～約 7,400	約 300	約 8,000 ～約 11,000
神奈川県	約 1,300	約 100	約 40	約 2,100 ～約 4,000	約 100	約 3,600 ～約 5,400
山梨県	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-
合計	約 6,400	約 600	約 60	約 8,900 ～約 16,000	約 500	約 16,000 ～約 23,000

-: わずか
 ※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(削除 ※第1章第2節～)

(冬夕、風速8m/s)
(棟)

(全壊・焼失棟数)					
	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
茨城県	約 60	約 1,200	-	約 30	約 1,300
栃木県	-	約 80	-	約 10	約 80
群馬県	-	約 80	-	約 10	約 90
埼玉県	約 21,000	約 4,900	約 20	約 71,000	約 97,000
千葉県	約 11,000	約 5,600	約 80	約 25,000	約 42,000
東京都	約 105,000	約 7,000	約 300	約 221,000	約 333,000
うち都区部	約 97,000	約 6,800	約 200	約 195,000	約 299,000
神奈川県	約 37,000	約 2,800	約 700	約 95,000	約 136,000
山梨県	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-
合計	約 175,000	約 22,000	約 1,100	約 412,000	約 610,000

-: わずか
 ※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(死者数)
(人)

	建物倒壊等		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)					
茨城県	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-
埼玉県	約 700	約 90	-	約 1,600 ～約 3,000	約 20	約 2,400 ～約 3,800
千葉県	約 400	約 50	-	約 500 ～約 1,000	約 20	約 900 ～約 1,400
東京都	約 4,000	約 400	約 20	約 4,500 ～約 8,400	約 300	約 8,900 ～約 13,000
うち都区部	約 3,700	約 300	約 10	約 4,000 ～約 7,400	約 300	約 8,000 ～約 11,000
神奈川県	約 1,300	約 100	約 40	約 2,100 ～約 4,000	約 100	約 3,600 ～約 5,400
山梨県	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-
合計	約 6,400	約 600	約 60	約 8,900 ～約 16,000	約 500	約 16,000 ～約 23,000

-: わずか
 ※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第2節 受援都道府県等の定義

1 受援都道府県とは、具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）をいう。

2 被害確認後応援都道府県とは、受援都道府県を除く都道府県（以下「応

<p>第2節 適用基準</p> <p>1 本アクションプランは、東京 23 区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用する。</p> <p>2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の<u>ほか</u>、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。</p> <p><u>(削除 ※第1章第3節へ)</u></p>	<p><u>援都道府県」という。）のうち、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年 11 月 29 日法律第 88 号）第3条第1項に基づき指定されている首都直下地震緊急対策区域を含む都道府県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）をいう。</u></p> <p><u>3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。</u></p> <p>第3節 適用基準</p> <p>1 本アクションプランは、東京 23 区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用する。</p> <p>2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の<u>他</u>、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。</p> <p>第4節 緊急消防援助隊の出動指示</p> <p><u>本アクションプランに基づく緊急消防援助隊の出動は、消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）第 44 条第 5 項の規定に基づく指示によるものとする。</u></p>	
<p>第3章 緊急消防援助隊の運用方針</p> <p>第1節 統括指揮支援隊及び指揮支援隊</p> <p>1 隊の規模</p> <p><u>統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね 40 隊¹）。</u></p> <p>2 <u>統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置</u></p> <p><u>統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。</u></p> <p>(1) <u>統括指揮支援隊は、原則として、表2に示す応援編成計画に基づき配置し、航空小隊により輸送する。</u></p> <p><u>なお、東京都にあっては、東京消防庁がその任を担当できない場合、京都市消防局を配置し、神奈川県にあっては、横浜市消防局がその任を</u></p>	<p>第4章 緊急消防援助隊の運用方針</p> <p>第1節 指揮支援部隊</p> <p>1 隊の規模</p> <p>指揮支援隊は、受援都道府県以外の出動可能な<u>すべて</u>の隊が出動する（派遣規模：おおむね <u>30 隊</u>）。</p> <p>2 指揮支援隊の配置</p> <p>指揮支援隊の<u>受援都道府県への配置は、以下</u>の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。</p> <p>(1) <u>指揮支援部隊長が属する指揮支援隊については、原則として、表2に示す応援編成計画に基づき、東京都以外の受援都道府県に配置し、航空小隊により輸送する。</u></p> <p><u>東京都に関しては、東京消防庁がその任を担当できない場合、京都市</u></p>	<p>第3章と第4章を入替え</p>

¹ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

担当できない場合、名古屋市消防局を配置する。

(2) 指揮支援隊は、原則として、出動可能な全ての指揮支援隊を、表2に示す応援編成計画に基づき配置し、陸路で車両により移動する。ただし、到着までの時間等を考慮し、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は、原則として、航空小隊により輸送する。

【表2 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の応援編成計画】

受援都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部	指揮支援隊の属する消防本部
東京都	東京消防庁 ^{※1} (京都市消防局 ^{※2})	東京消防庁 ^{※1} 札幌市消防局、新潟市消防局、京都市消防局 神戸市消防局、 <u>広島市消防局</u> 、福岡市消防局
埼玉県	大阪市消防局	<u>さいたま市消防局</u> ^{※1} 大阪市消防局、堺市消防局、北九州市消防局
千葉県	仙台市消防局	<u>千葉市消防局</u> ^{※1} 仙台市消防局、 <u>岡山市消防局</u> 、熊本市消防局
神奈川県	<u>横浜市消防局</u> ^{※1} (<u>名古屋市消防局</u> ^{※2})	<u>横浜市消防局</u> ^{※1} 、 <u>川崎市消防局</u> ^{※1} 、 <u>相模原市消防局</u> ^{※1} <u>静岡市消防局</u> ^{※3} 、 <u>浜松市消防局</u> ^{※3} 、名古屋市消防局

※1 受援都道府県内の統括指揮支援隊又は指揮支援隊が属する消防本部
 ※2 受援都道府県内の統括指揮支援隊が属する消防本部がその任を担当できない場合に、統括指揮支援隊を担当する消防本部
 ※3 被害確認後受援都道府県に属する消防本部

第2節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（水上小隊を除く。以下同じ。）は、原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね 5,100 隊²）。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の受援都道府県への配置は、原則として、表3に示す応援編成計画に基づき、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

消防局を臨時に指定する。

(2) その他の指揮支援隊については、原則として、出動可能なすべての指揮支援隊を、表2に示す応援編成計画に基づき配置し、陸路で車両により移動する。ただし、到着までの時間等を考慮し、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は航空小隊により輸送する。

【表2 指揮支援隊の応援編成計画】

受援都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
東京都	東京消防庁 (京都市消防局 [※])	京都市消防局、札幌市消防局、新潟市消防局、 神戸市消防局、岡山市消防局、福岡市消防局
埼玉県	大阪市消防局	大阪市消防局、堺市消防局、北九州市消防局
千葉県	仙台市消防局	仙台市消防局、広島市消防局、熊本市消防局
神奈川県	名古屋市消防局	名古屋市消防局、静岡市消防局、浜松市消防局

※ 東京消防庁が指揮支援部隊長を担当できない場合は、京都市消防局を臨時に指定する。

第2節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（航空小隊及び水上小隊を除く。以下同じ。）は、受援都道府県以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね 4,100 隊）。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の受援都道府県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

【統括指揮支援隊】

・平成31年4月に横浜市消防局が統括指揮支援隊に追加されたため、東京消防庁と同様の扱いとした。なお、横浜市消防局が統括指揮支援隊の任を担当できない場合、名古屋市消防局が統括指揮支援隊を担当することとした。

【指揮支援隊】

・千葉県にエネ産部隊（岡山市）を配置するため、岡山市消防局⇄広島市消防局を入れ替えた。

² 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

(削除)

(削除)

3 隊の編成に関する留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に、先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、水源が十分に確保できない状況下でも消火活動が最大限行えることを重視するとともに、倒壊家屋からの救助活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表3 都道府県大隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援都道府県の大隊	被害確認後応援都道府県の大隊
東京都	北海道 ^(エネ) 、青森県、山形県、新潟県 ^(エネ) 、石川県、福井県、三重県 ^(エネ) 、滋賀県、京都府、兵庫県 ^(エネ) 、奈良県、和歌山県、鳥取県、 <u>広島県</u> 、福岡県 ^(エネ) 、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ^(エネ) 、沖縄県	栃木県、山梨県、長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府 ^(エネ)	群馬県
千葉県 ^(エネ)	宮城県、 <u>岡山県</u> ^(エネ)	茨城県
神奈川県 ^(エネ)	岐阜県、愛知県 ^(エネ) 、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県 ^(エネ)

【エネ】：エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成可能な都道府県

第3節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、原則として、受援都道府県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊³）。

(1) 都道府県大隊については、原則として、表3に示す応援編成計画に基づき配置する。

(2) 同一の都道府県において編成された都道府県大隊と統合機動部隊は、同じ受援都道府県へ配置する。

3 隊の編成に関する留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に、先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、水源が十分に確保できない状況下でも消火活動が最大限行えることを重視するとともに、倒壊家屋からの救助活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表3 都道府県大隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援都道府県大隊※1	被害確認後応援都道府県大隊※2
東京都	北海道、青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	栃木県、山梨県、長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府	群馬県
千葉県	宮城県、 <u>広島県</u>	茨城県
神奈川県	岐阜県、愛知県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

第4節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、受援都道府県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊）。

統合機動部隊と都道府県大隊に分けて出動指示を行わないこととするため、削除。

千葉県にエネ産部隊を配置するため、岡山県⇔広島県を入れ替えた。

第3節航空小隊と第4節水上小隊を入れ替え

³ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（水上小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

2 水上小隊の配置

水上小隊の受援都道府県への配置は、次に掲げる方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況、出動可能隊数報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証書上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、「沿海区域」を航行できる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等の手続を行うよう連絡する。

第4節 航空指揮支援隊

航空指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の管理が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊を選定する。
- (2) 航空指揮支援隊は、被害状況等を踏まえ、航空指揮支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊により輸送する。

第5節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、受援都道府県及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊⁴）。

2 航空小隊の配置

航空小隊の受援都道府県への配置は、次に掲げる方針により、被害の状

2 水上小隊の配置

水上小隊の受援都道府県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況及び出動可能隊報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証書上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、船体の構造上「沿海区域」の航行に耐えうる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等手続きを行うよう連絡する。

(新設)

第3節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、受援都道府県及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊）。

2 航空小隊の配置

航空小隊の受援都道府県への配置は、以下の方針により、被害の状況等

航空指揮支援隊の創設に伴う追記

受援都道府県が南海トラフAPより少ないことから、通常どおり航空小隊による輸送を基本とした。※南海トラフAPでは陸路による進出としている。

⁴ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（航空小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計から残留させる航空隊数を除き、稼働率を考慮し算出した隊数

況等を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 航空小隊については、原則として、表4に示す応援編成計画に基づき配置する。

(2) 指揮支援部隊輸送航空小隊は、原則として、指揮支援部隊と同所属の航空小隊又は指揮支援部隊が存する都道府県内の航空小隊とする。

なお、これにより難い場合は、別の航空小隊を指定する。

(3) 情報収集航空小隊は、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できる航空小隊を優先して指定する。

(4) 消火航空小隊は、航空活動の状況を踏まえ、火災の発生状況に応じ指定する。

なお、消火航空小隊は、原則として、消火タンクを装着可能な航空小隊から指定する。

(5) 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を表5に基づき1隊確保する。

なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留する運航可能な航空隊を交代する。

(削除)

3 出動及び任務指定に関する留意事項

(1) 指揮支援部隊輸送航空小隊

指揮支援部隊輸送後は、原則として、被災地において情報収集、救助、救急又は輸送の任務を行う。

(2) 救助・救急・輸送航空小隊

努めて、救助、救急及び輸送の全ての任務が遂行可能な体制で出動する。

を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 航空小隊については、原則として、表4に示す応援編成計画に基づき配置する。

(2) 指揮支援隊輸送ヘリコプターは、原則として、指揮支援隊と同所属のヘリコプター又は指揮支援隊が存する都道府県内のヘリコプターとする。

なお、これにより難い場合は、別のヘリコプターを指定する。

(3) 情報収集ヘリコプターは、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できるヘリコプターを優先して指定する。

(4) 消火ヘリコプターは1編成5機を原則とし、航空活動の状況を踏まえ、火災の発生状況に応じ、表5に基づき指定する。

なお、運航不能又は他の任務を指定する場合は、消火ヘリコプターとして消火タンクを装着可能なヘリコプターから指定する。

(5) 残留ヘリコプターは表6に基づき各ブロックごとに1隊指定する。

なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留ヘリコプターの指定を交代する。

(6) 耐空検査等によりヘリコプターが出動できない場合において、ヘリコプターの運用調整等の支援を行うため消防庁と都道府県（消防本部）が調整の上、必要と判断したときは、航空小隊の後方支援隊として車両等により出動する。

3 出動及び任務指定に関する留意事項

(1) 指揮支援隊輸送ヘリコプター

指揮支援隊輸送後は、原則、被災地において情報収集活動を行う。

(2) 救助・救急・輸送ヘリコプター

努めて、救助、救急及び輸送のすべての任務が遂行可能な体制で出動する。

(4)：市街地火災におけるヘリコプターによる消火は、1編成5、6機を目安とし、消火タンクによるものが有効とされている。しかし、1編成5機を確保すると、消火以外のミッションが可能な航空小隊を十分に確保できないため、あらかじめ消火航空小隊を指定せず、火災の発生状況を踏まえ、適宜、指定するものとした。

(5)：要請要綱の改正に合わせた修正

(6)：航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の内容を追記することに伴う削除

【表4 航空小隊の応援編成計画】

受援都道府県	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	即時応援航空小隊※1	被害確認後 応援航空小隊※2
東京都	京都市※3	札幌市、山形県、新潟県、石川県 福井県、三重県、兵庫県、神戸市 奈良県、鳥取県、 広島県 、 広島市 高知県、福岡市、長崎県、鹿児島県	山梨県 長野県
埼玉県	大阪市	岩手県、秋田県、富山県、和歌山県 島根県、北九州市	栃木県
千葉県	仙台市	宮城県、 岡山県 、 岡山市 、愛媛県 熊本県、大分県	茨城県
神奈川県	名古屋市※3	青森県 、岐阜県、愛知県、徳島県 香川県、 佐賀県 ※4	静岡県 静岡市 浜松市

- ※1 即時応援航空小隊とは、即時応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊をいう。
- ※2 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊をいう。
- ※3 受援都道府県内の統括指揮支援隊が属する消防本部がその任を担当できない場合に、統括指揮支援隊の輸送を担当する航空小隊
- ※4 令和3年運航開始予定

(削除)

【表5 残留する航空隊の候補】

ブロック	都道府県・団体 (丸数字は、優先順位を示す。)
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①福島県、②青森県
関東	①群馬県※、②栃木県
中部・近畿	①滋賀県、②岐阜県
中国・四国	①山口県、②香川県
九州	①宮崎県、②大分県

※ 令和3年運航開始予定

【表4 航空小隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援航空小隊※1		被害確認後応援 航空小隊※2
	指揮支援部隊長 輸送航空小隊		
東京都	京都市※3	札幌市、山形県、新潟県、石川県、 福井県、三重県、兵庫県、神戸市、 奈良県、鳥取県、岡山県、岡山市、 高知県、福岡市、長崎県、鹿児島県	栃木県 山梨県
埼玉県	大阪市	岩手県、秋田県、富山県、和歌山県、 島根県、北九州市	茨城県
千葉県	仙台市	青森県、宮城県、広島県、広島市、 大分県、熊本県、愛媛県	
神奈川県	名古屋市	岐阜県、愛知県、徳島県、香川県	静岡県 静岡市 浜松市

- ※1 即時応援航空小隊とは、即時応援都道府県における航空小隊及び当該都道府県内の消防本部における航空小隊をいう。
- ※2 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県における航空小隊及び当該都道府県内の消防本部における航空小隊をいう。
- ※3 東京消防庁が指揮支援部隊長を担当できない場合は、京都市消防局を臨時に指定する。

【表5 消火ヘリコプターの指定】

受援都道府県	応援航空小隊
東京都	栃木県、石川県、三重県、奈良県、鳥取県
埼玉県	岩手県、富山県、和歌山県、島根県、北九州市
千葉県	青森県、広島県、広島市、大分県、愛媛県
神奈川県	岐阜県、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県

【表6 残留ヘリコプターの候補】

ブロック	応援航空小隊
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①福島県、②青森県
関東	①群馬県、②栃木県
東海・東近畿	①滋賀県、②岐阜県
近畿・中国・四国	①山口県、②香川県
九州	①宮崎県、②大分県

※ 丸数字は、優先順位を示す。

【広島(県・市)⇔岡山(県・市)】

エネ産部隊等の入替えに付随した入替え

【青森県】

進出方向、被害割合に応じた航空小隊数のバランスを考慮した配置換え

【佐賀県】

運航開始に伴う追加

【茨城県⇔栃木県⇔長野県】

長野県の運航再開に伴う入替え

<p><u>第6節 航空後方支援小隊</u></p> <p><u>航空後方支援小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。</u></p> <p>(1) <u>航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊を選定する。</u></p> <p>(2) <u>航空後方支援小隊は、被害状況等を踏まえ、航空後方支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。</u></p> <p>(3) <u>航空後方支援小隊は、原則として、陸路で車両により移動する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>航空後方支援小隊の創設に伴う追記</p>
<p><u>第4章 発災から出動まで</u></p> <p>第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応</p> <p>1 消防庁は、地震発生後、第2章<u>第2節</u>に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能<u>隊数</u>報告及び出動準備の依頼を行う。</p> <p>2 長官は、上記1の連絡及び依頼と同時に、<u>第3章第1節、第2節及び第5節</u>に示す運用方針に基づき、即時応援都道府県の<u>都道府県大隊、統括指揮支援隊</u>及び当該<u>統括指揮支援隊</u>を輸送する航空小隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。</p> <p>3 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に<u>統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊（航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。）</u>について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な<u>全て</u>の隊の出動準備を行う。その後、<u>統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全て</u>の隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第3章 発災後の対応</u></p> <p>第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応</p> <p>1 消防庁は、地震発生後、第2章<u>第3節</u>に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能<u>なすべての隊</u>の報告及び出動準備の依頼を行う。</p> <p>2 長官は、上記1の連絡及び依頼と同時に、<u>第4章第1節、第2節及び第3節</u>に示す運用方針に基づき、即時応援都道府県の<u>統合機動部隊（北海道及び沖縄県を除く）、指揮支援部隊長が属する指揮支援隊</u>及び当該<u>指揮支援隊</u>を輸送する航空小隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。</p> <p>3 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に<u>統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊（上記2において出動を指示した隊を含む。）</u>について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、<u>第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊</u>の出動準備を行う。その後、<u>統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊</u>をとりまとめ、消防庁に対して報告する。</p> <p><u>4 上記3の対応の際、北海道及び沖縄県は、進出のためのフェリーを確保し、海路等を消防庁に対して報告する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。</u></p>	<p>第3章と第4章を入れ替え</p> <p>事務を簡素化するため、統合機動部隊と都道府県大隊に分けて出動指示するのではなく、一括して出動指示することとした。※それぞれに分けて出動指示は行わないが、北海道及び沖縄県を除く応援都道府県は、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させること。（改定後AP第3章第2節3(1)参照）</p> <p>フェリーの確保に係る内容は、第5章第3節2に同様の記載があるため、削除</p>

4 長官は、即時応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。

(1) 指揮支援隊、航空指揮支援隊及び航空小隊

(2) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）

5 長官は、上記2及び4の指示を行うに当たり、被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は受援都道府県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。

6 上記2及び4の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空指揮支援隊、航空小隊及び航空後方支援小隊（以下「航空部隊等」という。）を有する都道府県知事は、航空部隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。

7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記3の対応を行う。

5 長官は、即時応援都道府県からの出動可能な隊の報告を踏まえ、第4章に示す運用方針に基づき、出動可能なすべての緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。この場合において、指揮支援隊及び航空小隊にあつては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあつては、災害の状況に応じて必要と認める場合に指示する。

(新設)

6 上記2及び5の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、航空小隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記3及び4の対応を行う。

【図2 即時応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消 防 庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼 統括指揮支援隊へ出動指示 都道府県大隊へ出動指示	出動準備	出動準備	出動準備
10分				
30分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
60分	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊 ・航空小隊 ②航空後方支援小隊	出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
				出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

(図2 新設)

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に指揮支援隊及び航空小隊(航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。)について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。
 - (1) 指揮支援隊、航空指揮支援隊及び航空小隊
 - (2) 都道府県大隊

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能なすべての隊の報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊の出動準備を行う。その後、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能な隊の報告を踏まえ、第4章に示す運用方針に基づき、出動可能なすべての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。この場合において、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊にあっては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあ

(3) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）

4 長官は、上記3の指示を行うに当たり、被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は受援都道府県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。

5 上記3の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空部隊等を有する都道府県知事は、航空部隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。

6 上記5により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

7 上記5及び6の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

8 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

っては、災害の状況等に応じて必要と認める場合に指示する。

(新設)

4 上記3の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、航空小隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

5 上記4により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

6 上記4及び5の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

7 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

(図3 新設)

【図3 被害確認後応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消 防 庁	指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災 10分 30分	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備
		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊 ・航空小隊 ②都道府県大隊 ③航空後方支援小隊			出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
出動、出動隊数報告		出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)	
				出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

第3節 消防庁と受援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、受援都道府県及び受援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援部隊の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保等の受援体制を整える。
なお、受援都道府県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対して、その旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）する。
- 4 消防庁は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して、その旨を通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）する。
- 5 受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

(削除)

第3節 消防庁と受援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、受援都道府県及び受援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援部隊長の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保等の受援体制を整える。なお、受援都道府県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、受援都道府県に対して、この旨を通知する。
- 4 長官は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、受援都道府県に対して、その旨を通知する。
- 5 受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第4節 その他の対応

- 1 長官は、被害状況等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第18条に基づき、部隊移動を指示する。
- 2 消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。
- 3 消防庁は、空路又は海路による緊急消防援助隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。
- 4 消防庁は、上記3により進出手段を確保した場合、該当する緊急消防援助隊、当該緊急消防援助隊が属する応援都道府県及び進出先の受援都道府県に対して、必要な情報を提供する。
- 5 長官は、災害の状況に応じて受援都道府県の消防応援活動調整本部等に

- 1 : 要請要綱に部隊移動に関する内容の記載があるため、削除
- 2 : 第5章第1節4後段へ
- 3 : 第5章第3節3(2)へ
- 4 : 第5章第3節3と内容が重複するため、削除
- 5 : 要請要綱第15条第1項（同要綱第

	<p><u>消防庁職員を派遣する。この場合、状況に応じて、消防庁ヘリコプター等により輸送する。</u></p>	<p>11 条第 3 項第 2 号) に記載があるため、削除</p>
<p>第 5 章 進出ルート・目標等</p> <p>第 1 節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等</p> <p>1 ヘリコプター離着陸場</p> <p><u>統括指揮支援隊</u>が、航空小隊により消防応援活動調整本部等に進出する際に使用する離着陸場をいう (<u>受援都道府県のヘリコプター離着陸場候補地は</u>、別表 1 参照)。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。</p> <p>2 進出拠点</p> <p>都道府県大隊が、指定された受援都道府県に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という (<u>受援都道府県の進出拠点候補地は</u>、別表 2-1、別表 2-2 参照)。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県隊の進出ルートを勘案し、あらかじめ指定する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 航空機用救助活動拠点</p> <p>ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という (<u>受援都道府県の航空機用救助活動拠点候補地は</u>、別表 3 参照)。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。</p> <p>4 緊急輸送ルート</p> <p><u>全国からの応援部隊等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークを「緊急輸送ルート」という (別添参照)。消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。</u></p>	<p>第 5 章 進出ルート・目標等</p> <p>第 1 節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点</p> <p>1 <u>受援都道府県の</u>ヘリコプター離着陸場</p> <p><u>指揮支援部隊長</u>が、航空小隊により消防応援活動調整本部等に進出する際に使用する離着陸場をいう (別表 1)。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。</p> <p>2 進出拠点</p> <p><u>応援都道府県の統合機動部隊及び</u>都道府県大隊が、指定された受援都道府県に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という (別表 2-1、別表 2-2)。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県隊の進出ルートを勘案し、あらかじめ指定する。</p> <p>3 救助活動拠点</p> <p>応援都道府県が被災地において主に宿営等を行う拠点として、受援都道府県及び受援都道府県内に属する市町村等があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきものを「救助活動拠点」という。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。</p> <p>4 航空機用救助活動拠点</p> <p>ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という (別表 3)。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>「救助活動拠点」と「宿営場所」は同意であり、また、緊急消防援助隊活動時には一般的に「宿営場所」を使用することから、混乱を避けるため削除</p> <p>後段部分は、第 3 章第 4 節 2 から移動</p>

第2節 指揮支援部隊の進出

1 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、別表1に示す受援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、受援都道府県（東京都については東京消防庁）に設置される消防応援活動調整本部へ進出する。

2 指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は航空小隊により進出する。

なお、消防本部等の指定がない場合は、受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

3 航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県の活動拠点ヘリベースへ進出する。

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出
都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により別表2-1、2-2に示す進出拠点に進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出

北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

(1) 遠方の応援都道府県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送が迅速な進出のために必要であると判断した場合は、当該フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送

第2節 指揮支援部隊の進出

1 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、別表1に示す受援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、受援都道府県（東京都については東京消防庁）に設置される消防応援活動調整本部へ進出する。

2 その他の指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルート (別添) を用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は航空小隊により進出する。

なお、消防本部等の指定がない場合は、受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

(新設)

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出
統合機動部隊及び都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルート (別添) を用いて、陸路により別表2-1、2-2に示す進出拠点に進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出

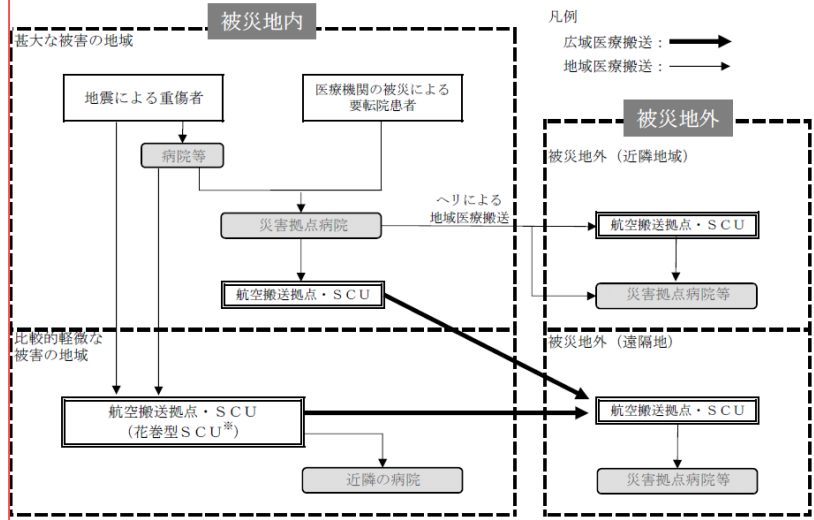
北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材 等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

(移設※第3号から)

<p>可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡するとともに、消防庁に海路等を報告する。連絡を受けた都道府県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。</p> <p><u>(2) 消防庁は、空路又は海路による都道府県大隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。</u></p> <p><u>(3) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員、車両及び資機材の輸送可否並びに被災地における移動手段及び後方支援体制について調整し、これらが調整できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(移設※第1号へ)</u></p>	<p><u>(新設 ※第3章第4節3から移動)</u></p> <p><u>(1) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移動手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。</u></p> <p><u>(2) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による救助工作車IV型等の輸送の可否を調整し、輸送手段が確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。</u></p> <p><u>(3) 遠方の応援都道府県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送が迅速な進出のために必要であると判断した場合は、当該フェリーによる隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡するとともに、消防庁に海路等を報告する。連絡を受けた都道府県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。</u></p>	<p>前号と内容が重複しているため、削除</p>
<p>第6章 被災地外における地域医療搬送</p> <p>第1節 <u>被災地外における地域医療搬送に必要な拠点</u></p> <p><u>(削除 ※第1章へ)</u></p>	<p>第6章 被災地外における地域医療搬送</p> <p>第1節 <u>用語の定義</u></p> <p><u>1 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空</u></p>	

【図4 地域医療搬送、広域医療搬送の流れ（概念図）】



※ 東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的軽微であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

(図4 新設)

新

【別表1 受援都道府県のヘリコプター離着陸場候補地一覧】

都道府県	優先順位	名称	所在地	離着陸帯の広さ (長さm×幅m)	着陸可能重量 (kg)	座標	夜間照明の有無	給油の可否	調整本部までの距離 (km)
東京都	1	東京消防庁屋上HP	東京都千代田区大手町一丁目3番5号	16m×16m	4,500kg	北緯35度41分20秒 東経139度45分41秒	有		-
	2	東京ヘリポート	東京都江東区新木場四丁目	90m×30m	/	北緯35度38分10秒 東経139度50分22秒	有	可	13.9
	3	立川飛行場	東京都立川市泉町1156番地1	900m×45m	/	北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒	有	可	40.2
埼玉県	1	浦和秋ヶ瀬	埼玉県さいたま市桜区 大字道場字柳原東2050	20m×25m	/	北緯35度50分23秒 東経139度36分50秒	有		3.9
	2	東日本高速道路(株) 関東支社 道路管制センター	埼玉県さいたま市岩槻区	21m×21m	6,800kg	北緯35度56分18.0秒 東経139度41分17.2秒	有		11.3
	3	越谷防災基地	埼玉県越谷市北後谷4	24m×20m	/	北緯35度53分00秒 東経139度45分26秒	有		12.4
千葉県	1	千葉県庁屋上HP	千葉県千葉市中央区市場町1-1	17m×17.5m	4,000kg	北緯35度36分18秒 東経140度07分24秒	有		-
	2	千葉県警屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-9-1	24m×24m	12,400kg	北緯35度36分11秒 東経140度07分24秒	有		0.35
	3	千葉市消防局屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-2-1	18m×15m	4,444kg	北緯35度36分14秒 東経140度07分15秒	有		0.40
神奈川県	1	みなとみらいヘリポート	横浜市西区みなとみらい1丁目	30.8m×25m	22,680kg	北緯35度27分47.8秒 東経139度38分14.7秒	有		2.4
	2	横浜ヘリポート	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目3番地	48m×36m	9,000kg	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒	有	可	21.0
	3	横浜市役所屋上HP	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地10	23.2m×19.2m	11,000kg	北緯35度27分02秒 東経139度38分03秒	有		0.7

※優先順位1～3の全ての離着陸場が被災等により使用できない場合は、受援都県において速やかに代替の離着陸場を選定するものとする。
 なお、代替の離着陸場が確保できない場合は、隣接都県の離着陸場を使用することも考慮するものとする。

旧

【別表1 受援都道府県のヘリコプター離着陸場候補地一覧】

都道府県	優先順位	名称	所在地	離着陸帯の広さ (長さm×幅m)	着陸可能重量 (kg)	座標	夜間照明の有無	給油の有無	調整本部までの距離 (km)
東京都	1	東京消防庁屋上HP	東京都千代田区大手町一丁目3番5号	16m×16m	4,500kg	北緯35度41分20秒 東経139度45分41秒	有	無	-
	2	東京ヘリポート	東京都江東区新木場四丁目	90m×30m	/	北緯35度38分10秒 東経139度50分22秒	有	有	13.9
	3	立川飛行場	東京都立川市泉町1156番地1	900m×45m	/	北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒	有	有	40.2
埼玉県	1	浦和秋ヶ瀬	埼玉県さいたま市桜区 大字道場字柳原東2050	20m×25m	/	北緯35度50分23秒 東経139度36分50秒	有	無	3.9
	2	東日本高速道路(株) 関東支社 道路管制センター	埼玉県さいたま市岩槻区	21m×21m	6,800kg	北緯35度56分18.0秒 東経139度41分17.2秒	有	無	11.3
	3	越谷防災基地	埼玉県越谷市北後谷4	24m×20m	/	北緯35度53分00秒 東経139度45分26秒	有	無	12.4
千葉県	1	千葉県庁屋上HP	千葉県千葉市中央区市場町1-1	17m×17.5m	4,000kg	北緯35度36分18秒 東経140度07分24秒	有	無	-
	2	千葉県警屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-9-1	24m×24m	12,400kg	北緯35度36分11秒 東経140度07分24秒	有	無	0.35
	3	千葉市消防局屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-2-1	18m×15m	4,444kg	北緯35度36分14秒 東経140度07分15秒	有	無	0.40
神奈川県	1	みなとみらいヘリポート	横浜市西区みなとみらい1丁目	30.8m×25m	22,680kg	北緯35度27分47.8秒 東経139度38分14.7秒	有	無	2.4
	2	横浜ヘリポート	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目3番地	48m×36m	9,000kg	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒	有	有	21.0
	3					北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒			

※優先順位1～3の全ての離着陸場が被災等により使用できない場合は、受援都県において速やかに代替の離着陸場を選定するものとする。なお、代替の離着陸場が確保できない場合は、隣接都県の離着陸場を使用することも考慮するものとする。

【別表2-1 応援都道府県別進出拠点候補地一覧】

都道府県	都道府県大隊の登録隊数※1						進出拠点候補地		応援先	
	指揮※2	消火	救助	救急	後方支援※3	その他※3	計	最終ルート		SA・PA等
北海道	8	167	27	91	39	48	380	—	佐野SA、宇谷SA、三芳PA	東京都
青森県	4	44	7	23	18	15	111	東北自動車道	佐野SA	東京都
岩手県	3	42	7	23	17	6	98	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
宮城県	4	52	10	24	18	16	124	東関東自動車道	酒々井PA	千葉県
秋田県	3	40	7	19	11	8	88	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
山形県	3	28	7	18	15	3	74	東北自動車道	佐野SA	東京都
福島県	5	52	8	36	19	11	131	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
茨城県	3	61	14	49	30	22	179	東関東自動車道	酒々井PA	千葉県
栃木県	3	39	11	27	17	8	105	東北自動車道	蓮田SA	東京都
群馬県	4	40	8	23	16	5	96	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
新潟県	4	62	16	37	22	19	160	関越自動車道	高坂SA	東京都
富山県	3	30	7	20	14	11	85	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
石川県	3	29	5	15	16	12	80	関越自動車道	高坂SA	東京都
福井県	3	29	5	12	11	6	66	関越自動車道	高坂SA	東京都
山梨県	3	21	5	14	14	5	62	中央自動車道	石川PA	東京都
長野県	3	53	14	37	17	17	141	関越自動車道	三芳PA	東京都
岐阜県	4	55	14	38	16	7	134	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
静岡県	3	55	18	39	24	27	166	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
愛知県	4	111	25	73	40	40	293	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
三重県	3	41	7	29	13	12	105	東名高速道路	足柄SA	東京都
滋賀県	3	25	6	14	12	6	66	東名高速道路	足柄SA	東京都
京都府	4	46	10	21	13	16	110	東名高速道路	足柄SA	東京都
大阪府	6	133	22	58	29	42	290	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
兵庫県	5	95	19	68	31	27	245	東名高速道路	足柄SA	東京都
奈良県	3	24	7	20	12	7	73	東名高速道路	足柄SA	東京都
和歌山県	3	29	9	18	12	5	76	東名高速道路	足柄SA	東京都
鳥取県	3	19	3	7	7	5	44	東名高速道路	足柄SA	東京都
島根県	2	23	6	21	8	5	65	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
岡山県	4	44	13	28	13	17	119	館山自動車道	市原SA	千葉県
広島県	3	61	12	39	22	20	157	東名高速道路	足柄SA	東京都
山口県	3	33	9	24	16	9	94	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
徳島県	3	19	9	17	8	10	66	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
香川県	3	21	6	12	7	8	57	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
愛媛県	3	30	10	22	13	11	89	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
高知県	3	21	8	17	8	4	61	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
福岡県	7	53	15	40	28	29	172	東名高速道路	足柄SA	東京都
佐賀県	2	16	4	11	9	5	47	東名高速道路	足柄SA	東京都
長崎県	3	33	7	21	10	4	78	東名高速道路	足柄SA	東京都
熊本県	4	34	12	27	15	16	108	東名高速道路	足柄SA	東京都
大分県	2	27	8	15	11	6	69	東名高速道路	足柄SA	東京都
宮崎県	3	17	4	15	10	3	52	東名高速道路	足柄SA	東京都
鹿児島県	3	35	12	28	14	14	106	東名高速道路	足柄SA	東京都
沖縄県	3	21	6	21	9	3	63	東名高速道路	足柄SA	東京都

※1 登録隊数は、令和2年4月1日現在の登録隊数(指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。)
 ※2 指揮隊の登録隊数は、都道府県大隊指揮隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の合計値
 ※3 その他の登録隊数は、通信支援小隊、特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊を除く。)及び特殊装備小隊の合計値

【別表2-1 各都道府県別応援先都道府県及び進出拠点一覧】

都道府県	登録隊数※1						進出拠点		応援先	
	指揮※2	消火	救助	救急	後方支援	その他	計	最終ルート		SA・PA等
北海道	6	111	23	74	38	23	275	—	佐野SA、宇谷SA、三芳PA	東京都
青森県	3	39	6	23	18	13	102	東北自動車道	佐野SA	東京都
岩手県	3	35	6	21	17	4	86	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
宮城県	3	45	9	20	21	15	113	東関東自動車道	酒々井PA	千葉県
秋田県	3	34	7	18	11	7	80	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
山形県	2	24	6	15	11	3	61	東北自動車道	佐野SA	東京都
福島県	2	39	7	32	19	8	107	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
茨城県	4	52	14	36	25	20	151	東関東自動車道	酒々井PA	千葉県
栃木県	2	37	8	24	19	6	96	東北自動車道	蓮田SA	東京都
群馬県	3	34	6	22	13	8	86	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
新潟県	3	48	15	31	21	13	131	関越自動車道	高坂SA	東京都
富山県	3	27	8	18	14	10	80	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
石川県	2	24	5	14	14	11	70	関越自動車道	高坂SA	東京都
福井県	3	24	5	12	10	7	61	関越自動車道	高坂SA	東京都
山梨県	2	14	5	14	12	3	50	中央自動車道	石川PA	東京都
長野県	2	43	14	30	18	16	123	関越自動車道	三芳PA	東京都
岐阜県	4	46	11	35	14	5	115	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
静岡県	3	46	13	30	22	24	138	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
愛知県	4	88	24	56	44	31	247	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
三重県	3	34	6	26	12	11	92	東名高速道路	足柄SA	東京都
滋賀県	2	20	5	13	11	5	56	東名高速道路	足柄SA	東京都
京都府	3	33	7	20	15	15	93	東名高速道路	足柄SA	東京都
大阪府	4	92	21	46	29	41	233	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
兵庫県	4	73	19	57	26	25	204	東名高速道路	足柄SA	東京都
奈良県	2	15	5	13	10	4	49	東名高速道路	足柄SA	東京都
和歌山県	3	24	8	16	11	3	65	東名高速道路	足柄SA	東京都
鳥取県	4	16	3	7	7	4	41	東名高速道路	足柄SA	東京都
島根県	2	20	5	18	8	5	58	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
岡山県	3	29	12	23	14	13	94	東名高速道路	足柄SA	東京都
広島県	2	52	11	36	21	21	143	館山自動車道	市原SA	千葉県
山口県	2	26	7	17	11	7	70	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
徳島県	3	13	6	14	6	5	47	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
香川県	3	18	4	11	7	3	46	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
愛媛県	2	24	9	19	12	10	76	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
高知県	3	15	4	13	8	4	47	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
福岡県	4	37	10	31	17	25	124	東名高速道路	足柄SA	東京都
佐賀県	2	13	4	10	8	4	41	東名高速道路	足柄SA	東京都
長崎県	2	27	6	22	9	5	71	東名高速道路	足柄SA	東京都
熊本県	2	27	12	24	13	12	90	東名高速道路	足柄SA	東京都
大分県	2	20	6	11	11	4	54	東名高速道路	足柄SA	東京都
宮崎県	2	16	4	12	10	2	46	東名高速道路	足柄SA	東京都
鹿児島県	3	26	10	28	11	8	86	東名高速道路	足柄SA	東京都
沖縄県	2	19	5	17	6	1	50	東名高速道路	足柄SA	東京都

※1 登録隊数は、平成28年4月1日現在の登録隊数(重複を除く。指揮支援隊、航空小隊、水上小隊を除く。)
 ※2 指揮隊は、都道府県大隊指揮隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の合計(重複を除く。)

【別表2-2 進出拠点候補地一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積(m ²)	駐車台数(台)	給油設備					
						ガソリン	軽油	給油設備(レーン)の数	停電時の対応可否	給油事業所名	中核給油所
茨城県	守谷SA(上り線)	常磐自動車道	茨城県守谷市大柏166	20,492	大型車 普通車 99 288	65,000	45,000	8	可	ENEOS	●
栃木県	佐野SA(上り線)	東北自動車道	栃木県佐野市黒袴町1022	28,345	大型車 普通車 53 218	60,000	20,000	10	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	高坂SA(上り線)	関越自動車道	埼玉県東松山市田木4-5	25,692	大型車 普通車 88 326	50,000	30,000	8	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	三芳PA(上り線)	関越自動車道	埼玉県入間郡三芳町大字上富2204	19,084	大型車 普通車 118 200	60,000	20,000	8	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	蓮田SA(上り線)	東北自動車道	埼玉県蓮田市大字川島370	81,493	大型車 普通車 127 362	40,000	80,000	8	可	ENEOS	●
千葉県	酒々井PA(上り線)	東関東自動車道	千葉県印旛郡酒々井町墨字小谷津1402	15,139	大型車 普通車 75 122	70,000	20,000	4	可	ENEOS	●
千葉県	清原菰張PA(上り線)	東関東自動車道	千葉県千葉市美浜区浜田2-2-102	9,638	大型車 普通車 48 63	-	-	-	-	-	-
千葉県	菰張PA(上り線)	京葉道路	千葉県千葉市花見川区菰張町2-2651-1	13,662	大型車 普通車 53 151	-	-	-	-	-	-
千葉県	市原SA(上り線)	館山自動車道	千葉県市原市海保字中水々音1154-1	11,750	大型車 普通車 32 170	40,000	20,000	8	可	出光興産(シェル)	●
東京都	石川PA(上り線)	中央自動車道	東京都八王子市石川町2975	10,063	大型車 普通車 53 106 ※大型車の専用あり	-	-	-	-	-	-
神奈川県	海老名SA(上り線)	東名高速道路	神奈川県海老名市大谷南5-1-2	22,437	大型車 普通車 89 446 ※大型車の専用あり	50,000	70,000	9	可	ENEOS	●
神奈川県	厚木PA(外回り)	首都圏中央連絡自動車道	神奈川県厚木市関口704	7,450	大型車 普通車 51 58	-	-	-	-	-	-
山梨県	談合坂SA(上り線)	中央自動車道	山梨県上野原市大野4943	144,480	大型車 普通車 157 490 ※大型車の専用あり	60,000	30,000	7	可	ENEOS	●
静岡県	足柄SA(上り線)	東名高速道路	静岡県御殿場市深沢1801-1	21,277	大型車 普通車 165 431 ※大型車の専用あり	70,000	30,000	6	可	出光興産(シェル)	●

【別表2-2 進出拠点候補地一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積(m ²)	駐車台数(台)	給油設備					
						ガソリン	軽油	給油設備(レーン)の数	停電時の対応	給油事業所名	中核給油所
茨城県	守谷SA(上り線)	常磐自動車道	茨城県守谷市大柏166	20,492	99	65,000	45,000	4	自家発電設備	JXエネルギー(セキヤックグループ株式会社)	●
栃木県	佐野SA(上り線)	東北自動車道	栃木県佐野市黒袴町1022	28,345	150	60,000	20,000	6	可	出光興産(出光リアル販売(株))	●
埼玉県	高坂SA(上り線)	関越自動車道	埼玉県東松山市田木4-5	25,692	大型車 普通車 88 326	50,000	30,000	8	非常用電源	出光興産(出光リアル販売埼玉カンパニー)	●
埼玉県	三芳PA(上り線)	関越自動車道	埼玉県入間郡三芳町大字上富2204	19,084	大型車 普通車 104 200	60,000	20,000	4	非常用電源	昭和シェル石油(イハシエネルギー)	●
埼玉県	蓮田SA(上り線)	東北自動車道	埼玉県蓮田市黒浜3517	8,484	大型車 普通車 31 134	60,000	30,000	12	非常用電源	出光興産(新丸石油)	●
千葉県	酒々井PA(上り線)	東関東自動車道	千葉県印旛郡酒々井町墨字小谷津1402	15,139	262	30,000	15,000	ガソリン7 軽油1	非常電源	JXエネルギー(興業燃料)	●
千葉県	清原菰張PA(上り線)	東関東自動車道	千葉県千葉市美浜区浜田2-2-102	9,638	150	-	-	-	-	-	-
千葉県	菰張PA(上り線)	京葉道路	千葉県千葉市花見川区菰張町2-2651-1	13,662	257	-	-	-	-	-	-
千葉県	市原SA(上り線)	館山自動車道	千葉県市原市海保字中水々音1154-1	11,750	232	30,000	20,000	ガソリン2 軽油2	非常電源	出光興産(東日本宇佐美)	●
東京都	石川PA(上り線)	中央自動車道	東京都八王子市石川町2975	10,063	大型車 普通車 49 105	-	-	-	-	-	-
神奈川県	海老名SA(上り線)	東名高速道路	神奈川県海老名市大谷南5-5-1-1	22,437	大型車 普通車 172 326	90,000	30,000	18	非常用電源	JX日経日石エネルギー(ENEOSワンダ)	●
神奈川県	厚木PA(外回り)	首都圏中央連絡自動車道	神奈川県厚木市関口704	7,450	大型車 普通車 34 42	-	-	-	-	-	-
山梨県	談合坂SA(上り線)	中央自動車道	山梨県上野原市大野4943	144,480	78	60,000	30,000	4	非常用電源(1レーンのみ)	JX日経日石エネルギー(株式会社ENEOSワンダ)	●
静岡県	足柄SA(上り線)	東名高速道路	静岡県御殿場市深沢1801-1	21,277	309	70,000	30,000	12	非常用発電	昭和シェル石油(フジセキ)	●

【別表3 航空機用救助活動拠点候補地一覧】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※	座標
埼玉県	本田エアポート	埼玉県比企郡	本田航空株式会社	航空機の駐機・給油等	北緯35度58分30秒 東経139度31分04秒
埼玉県	本田航空トレーニングスポット	埼玉県比企郡	本田航空株式会社	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度58分11秒 東経139度31分26秒
埼玉県	日高総合公園グラウンド	埼玉県日高市	日高市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度54分02秒 東経139度22分59秒
埼玉県	吉見総合運動公園	埼玉県比企郡	一般財団法人公園財団	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度03分24秒 東経139度28分09秒
埼玉県	嵐山町総合運動公園	埼玉県比企郡	嵐山町教育委員会	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度01分36秒 東経139度19分10秒
埼玉県	朝霞市中央公園グラウンド	埼玉県朝霞市	朝霞市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度47分30秒 東経139度35分42秒
埼玉県	和光市荒川河川敷運動公園	埼玉県和光市	和光市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度48分09秒 東経139度38分12秒
埼玉県	上奥富運動公園	埼玉県狭山市	狭山市公園管理事務所	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度52分14秒 東経139度24分36秒
埼玉県	鳩山町立鳩山中学校第2グラウンド	埼玉県比企郡	鳩山町教育委員会	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度59分07秒 東経139度20分10秒
埼玉県	行田市総合公園	埼玉県行田市	行田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度09分14秒 東経139度27分02秒
埼玉県	神川ゆーゆーランド	埼玉県児玉郡	神川町	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度12分40秒 東経139度04分55秒
埼玉県	横瀬町民グラウンド	埼玉県秩父郡	横瀬町	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度59分39秒 東経139度06分25秒
埼玉県	深谷市豊里運動公園	埼玉県深谷市	深谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度14分43秒 東経139度16分26秒
埼玉県	大利根運動公園野球場	埼玉県加須市	加須市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度08分15秒 東経139度40分00秒
埼玉県	羽生中央公園	埼玉県羽生市	羽生市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度10分33秒 東経139度33分20秒
埼玉県	白岡市総合運動公園	埼玉県白岡市	白岡市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度00分50秒 東経139度40分52秒
千葉県	県総合スポーツセンター	千葉県千葉市	千葉県	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分51秒 東経140度07分05秒
千葉県	大塚川防災レクリエーション公園	千葉県柏市	柏市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度52分26秒 東経139度58分30秒
千葉県	鎌ヶ谷市宮陸上競技場	千葉県鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分54秒 東経140度00分43秒
千葉県	四街道総合公園	千葉県四街道市	四街道市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分12秒 東経140度11分20秒
千葉県	いすみ市文化とスポーツの森	千葉県いすみ市	いすみ市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度17分11秒 東経140度18分06秒
千葉県	旭文化の杜公園	千葉県旭市	旭市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分01秒 東経140度38分56秒
千葉県	松尾運動公園	千葉県山武市	山武市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分29秒 東経140度26分57秒
千葉県	鴨川市総合運動公園	千葉県鴨川市	鴨川市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度06分41秒 東経140度04分46秒
千葉県	昭和の森	千葉県千葉市	千葉市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度31分12秒 東経140度16分44秒
千葉県	長南町陸上競技場	千葉県長南町	長南町	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度23分06秒 東経140度14分32秒
千葉県	千葉市消防局ヘリポート	千葉県千葉市	千葉市	航空機の駐機・給油等	北緯35度32分49秒 東経140度14分36秒
東京都	立川飛行場	東京都立川市	防衛省	航空機の駐機・給油等	北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒
東京都	白鷺東地区及び汐入公園	東京都墨田区/荒川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分58秒 東経139度48分52秒
東京都	若洲海浜公園	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分06秒 東経139度50分13秒
東京都	都立木場公園	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分27秒 東経139度48分31秒
東京都	東京ビッグサイト	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分42秒 東経139度47分55秒
東京都	東京臨海広域防災公園 (東京臨海広域防災拠点施設(有明の丘地区))	東京都江東区	関東地方整備局・東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分07秒 東経139度47分38秒
東京都	大井ふ頭中央海浜公園	東京都品川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分38秒 東経139度45分13秒

【別表3 航空機用救助活動拠点候補地一覧】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※	座標
埼玉県	本田エアポート	埼玉県比企郡	本田航空株式会社	航空機の駐機・給油等	北緯35度58分30秒 東経139度31分04秒
埼玉県	本田航空トレーニングスポット	埼玉県比企郡	本田航空株式会社	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度58分11秒 東経139度31分26秒
埼玉県	日高総合公園グラウンド	埼玉県日高市	日高市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度54分02秒 東経139度22分59秒
埼玉県	吉見総合運動公園	埼玉県比企郡	一般財団法人公園財団	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度03分24秒 東経139度28分09秒
埼玉県	嵐山町総合運動公園	埼玉県比企郡	嵐山町教育委員会	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度01分36秒 東経139度19分10秒
埼玉県	朝霞市中央公園グラウンド	埼玉県朝霞市	朝霞市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度47分30秒 東経139度35分42秒
埼玉県	和光市荒川河川敷運動公園	埼玉県和光市	和光市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度48分09秒 東経139度38分12秒
埼玉県	上奥富運動公園	埼玉県狭山市	狭山市公園管理事務所	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度52分14秒 東経139度24分36秒
埼玉県	鳩山町立鳩山中学校第2グラウンド	埼玉県比企郡	鳩山町教育委員会	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度59分07秒 東経139度20分10秒
埼玉県	行田市総合公園	埼玉県行田市	行田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度09分14秒 東経139度27分02秒
埼玉県	神川ゆーゆーランド	埼玉県児玉郡	神川町	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度12分40秒 東経139度04分55秒
埼玉県	横瀬町民グラウンド	埼玉県秩父郡	横瀬町	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度59分39秒 東経139度06分25秒
埼玉県	深谷市豊里運動公園	埼玉県深谷市	深谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度14分43秒 東経139度16分26秒
埼玉県	大利根運動公園野球場	埼玉県加須市	加須市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度08分15秒 東経139度40分00秒
埼玉県	羽生中央公園	埼玉県羽生市	羽生市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度10分33秒 東経139度33分20秒
埼玉県	白岡市総合運動公園	埼玉県白岡市	白岡市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度00分50秒 東経139度40分52秒
千葉県	県総合スポーツセンター	千葉県千葉市	千葉県	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分51秒 東経140度07分05秒
千葉県	大塚川防災レクリエーション公園	千葉県柏市	柏市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度52分26秒 東経139度58分30秒
千葉県	鎌ヶ谷市宮陸上競技場	千葉県鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分54秒 東経140度00分43秒
千葉県	四街道総合公園	千葉県四街道市	四街道市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分12秒 東経140度11分20秒
千葉県	いすみ市文化とスポーツの森	千葉県いすみ市	いすみ市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度17分11秒 東経140度18分06秒
千葉県	旭文化の杜公園	千葉県旭市	旭市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分01秒 東経140度38分56秒
千葉県	松尾運動公園	千葉県山武市	山武市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分29秒 東経140度26分57秒
千葉県	鴨川市総合運動公園	千葉県鴨川市	鴨川市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度06分41秒 東経140度04分46秒
千葉県	昭和の森	千葉県千葉市	千葉市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度31分12秒 東経140度16分44秒
千葉県	長南町陸上競技場	千葉県長南町	長南町	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度23分06秒 東経140度14分32秒
千葉県	千葉市消防局ヘリポート	千葉県千葉市	千葉市	航空機の駐機・給油等	北緯35度32分49秒 東経140度14分36秒
東京都	立川飛行場	東京都立川市	防衛省	航空機の駐機・給油等	北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒
東京都	白鷺東地区及び汐入公園	東京都墨田区/荒川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分58秒 東経139度48分52秒
東京都	若洲海浜公園	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分06秒 東経139度50分13秒
東京都	都立木場公園	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分27秒 東経139度48分31秒
東京都	東京ビッグサイト	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分42秒 東経139度47分55秒
東京都	東京臨海広域防災公園 (東京臨海広域防災拠点施設(有明の丘地区))	東京都江東区	関東地方整備局・東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分07秒 東経139度47分38秒
東京都	大井ふ頭中央海浜公園	東京都品川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分38秒 東経139度45分13秒

【別表3 航空機用救助活動拠点候補地一覧】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※	座標
東京都	都立駒沢オリンピック公園	東京都目黒区 /世田谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分31秒 東経139度39分41秒
東京都	都立砧公園	東京都世田谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分45秒 東経139度37分17秒
東京都	都立代々木公園	東京都渋谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分21秒 東経139度41分50秒
東京都	都立和田塚公園	東京都杉並区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度41分03秒 東経139度38分29秒
東京都	都立城北中央公園	東京都板橋区 /練馬区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度45分24秒 東経139度40分23秒
東京都	都立光が丘公園	東京都練馬区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分00秒 東経139度38分00秒
東京都	都立舎人公園	東京都足立区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度47分52秒 東経139度46分11秒
東京都	都立水元公園	東京都葛飾区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分56秒 東経139度52分14秒
東京都	都立篠崎公園	東京都江戸川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分55秒 東経139度53分50秒
東京都	都立葛西臨海公園	東京都江戸川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分32秒 東経139度51分35秒
東京都	八王子市立上柚木公園	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分06秒 東経139度21分57秒
東京都	北野多目的広場	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分12秒 東経139度21分22秒
東京都	八王子市立滝が原運動場	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分09秒 東経139度19分59秒
東京都	八王子市立富士森公園	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分05秒 東経139度19分17秒
東京都	都立武蔵野中央公園	東京都武蔵野市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分07秒 東経139度33分30秒
東京都	都立府中の森公園	東京都府中市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分34秒 東経139度29分31秒
東京都	都立神代植物公園	東京都調布市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分16秒 東経139度32分53秒
東京都	都立武蔵野の森公園	東京都府中市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分16秒 東経139度31分41秒
東京都	町田市立野津田公園	東京都町田市	町田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分33秒 東経139度26分32秒
東京都	町田リサイクル文化センター	東京都町田市	町田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分13秒 東経139度24分41秒
東京都	都立小金井公園	東京都小金井市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分51秒 東経139度30分38秒
東京都	都立東村山中央公園	東京都東村山市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度44分49秒 東経139度27分34秒
東京都	都立東大和南公園	東京都東大和市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度44分02秒 東経139度25分19秒
東京都	柳泉園クリーンポート	東京都東久留米市	柳泉園組合	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度45分17秒 東経139度29分44秒
東京都	多摩市立陸上競技場	東京都多摩市	多摩市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分29秒 東経139度27分37秒
東京都	都立秋留台公園	東京都あきる野市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分51秒 東経139度18分00秒
神奈川県	横浜ヘリポート	横浜市金沢区	横浜市	航空機の駐機・給油等	北緯35度20分33秒 東経139度39分19秒
神奈川県	横浜市消防訓練センター	横浜市深谷町	横浜市	航空機の駐機等	北緯35度23分19秒 東経139度30分17秒
神奈川県	みなとみらいヘリポート	横浜市西区	横浜市	航空機の駐機等	北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒
神奈川県	県総合防災センター	厚木市下津古久	神奈川県	航空機の駐機等	北緯35度24分15秒 東経139度21分13秒

※ 用途は、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)被災地において、空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記

【別表3 航空機用救助活動拠点候補地一覧】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※	座標
東京都	都立駒沢オリンピック公園	東京都目黒区 /世田谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分31秒 東経139度39分41秒
東京都	都立砧公園	東京都世田谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分45秒 東経139度37分17秒
東京都	都立代々木公園	東京都渋谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分21秒 東経139度41分50秒
東京都	都立和田塚公園	東京都杉並区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度41分03秒 東経139度38分29秒
東京都	都立城北中央公園	東京都板橋区 /練馬区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度45分24秒 東経139度40分23秒
東京都	都立光が丘公園	東京都練馬区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分00秒 東経139度38分00秒
東京都	都立舎人公園	東京都足立区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度47分52秒 東経139度46分11秒
東京都	都立水元公園	東京都葛飾区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分56秒 東経139度52分14秒
東京都	都立篠崎公園	東京都江戸川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分55秒 東経139度53分50秒
東京都	都立葛西臨海公園	東京都江戸川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分32秒 東経139度51分35秒
東京都	八王子市立上柚木公園	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分06秒 東経139度21分57秒
東京都	北野高度処理施設用地	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分10秒 東経139度21分20秒
東京都	八王子市立滝が原運動場	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分09秒 東経139度19分59秒
東京都	八王子市立富士森公園	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分05秒 東経139度19分17秒
東京都	都立武蔵野中央公園	東京都武蔵野市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分07秒 東経139度33分30秒
東京都	都立府中の森公園	東京都府中市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分34秒 東経139度29分31秒
東京都	都立神代植物公園	東京都調布市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分16秒 東経139度32分53秒
東京都	都立武蔵野の森公園	東京都府中市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分16秒 東経139度31分41秒
東京都	町田市立野津田公園	東京都町田市	町田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分33秒 東経139度26分32秒
東京都	町田リサイクル文化センター	東京都町田市	町田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分13秒 東経139度24分41秒
東京都	都立小金井公園	東京都小金井市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分51秒 東経139度30分38秒
東京都	都立東村山中央公園	東京都東村山市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度44分49秒 東経139度27分34秒
東京都	都立東大和南公園	東京都東大和市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度44分02秒 東経139度25分19秒
東京都	柳泉園クリーンポート	東京都東久留米市	柳泉園組合	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度45分17秒 東経139度29分44秒
東京都	多摩市立陸上競技場	東京都多摩市	多摩市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分29秒 東経139度27分37秒
東京都	都立秋留台公園	東京都あきる野市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分51秒 東経139度18分00秒
神奈川県	横浜ヘリポート	横浜市金沢区	横浜市	航空機の駐機・給油等	北緯35度20分33秒 東経139度39分19秒
神奈川県	横浜市消防訓練センター	横浜市深谷町	横浜市	航空機の駐機等	北緯35度23分19秒 東経139度30分17秒
神奈川県	みなとみらいヘリポート	横浜市西区	横浜市	航空機の駐機等	北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒
神奈川県	県総合防災センター	厚木市下津古久	神奈川県	航空機の駐機等	北緯35度24分15秒 東経139度21分13秒

※ 用途は、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)被災地において、空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記

【別表4 陸路以外の主な進出手段】

対応が想定される状況	手段	候補ルート		備考
		出発地	到着地	
北海道大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	函館港	大間港	所要時間 約1時間30分
			青森港	所要時間 約3時間50分
		苫小牧西港	八戸港	所要時間 約7時間
			大洗港(茨城港)	所要時間 約19時間
			仙台港	所要時間 約15時間
		苫小牧東港	(秋田港→)新潟港	所要時間 約20時間(苫小牧東港→秋田港→新潟港)
		小樽港	新潟港	所要時間 約18時間
沖縄県大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	那覇港	鹿児島港	所要時間 約25時間30分
			(志布志港→)大阪港	所要時間 約39時間(那覇港→志布志港→大阪港)
			志布志港	所要時間 約18時間【RORO船】
			(志布志港→)東京港	所要時間 約45時間(那覇港→志布志港→東京港)【RORO船】
北海道大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	新千歳空港	東京国際空港 (羽田空港)	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出
			成田国際空港	
沖縄県大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	那覇空港	東京国際空港 (羽田空港)	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出
			成田国際空港	
遠方からの迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	自衛隊輸送機 (C-130、C-1、CH-47)	緊急災害対策本部を通じて調整		陸路が途絶した際等に被災地の状況から特に必要がある場合に活用
		自衛隊艦艇		
	民間フェリー	徳島港	東京港	所要時間 約18時間30分
		北九州(新門司)港	(徳島港→)東京港	所要時間 約35時間(新門司港→徳島港→東京港)
		志布志港	東京港	所要時間 約25時間【RORO船】

【別表4 陸路以外の主な進出手段】

対応が想定される状況	手段	候補ルート		備考
		出発地	到着地	
北海道大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	函館港	大間港	所要時間 約1時間30分
			青森港	所要時間 約3時間50分
		苫小牧西港	八戸港	所要時間 約7時間
			大洗港(茨城港)	所要時間 約19時間
			仙台港	所要時間 約15時間
		苫小牧東港	(秋田港→)新潟港	所要時間 約19時間(苫小牧東港→秋田港→新潟港)
		小樽港	新潟港	所要時間 約18時間
沖縄県大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	那覇港	鹿児島港	所要時間 約25時間30分
			大阪港	所要時間 約39時間
			志布志港	所要時間 約18時間【RORO船】
			(志布志港→)東京港	所要時間 約45時間(那覇港→志布志港→東京港)【RORO船】
北海道大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	新千歳空港	東京国際空港 (羽田空港)	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出。
			成田国際空港	
沖縄県大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	那覇空港	東京国際空港 (羽田空港)	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出
			成田国際空港	
遠方からの迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	自衛隊輸送機 (C-130、C-1、CH-47)	緊急災害対策本部を通じて調整。		陸路が途絶した際等に被災地の状況から特に必要がある場合に活用。
		自衛隊艦艇		
	民間フェリー	徳島港	東京港	所要時間 約18時間30分
		北九州(新門司)港	(徳島港→)東京港	所要時間 約35時間(新門司港→徳島港→東京港)
		志布志港	東京港	所要時間 約25時間【RORO船】

【別表5 被災地内の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	回転翼機
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 (有明の丘地区)		○
	東京国際空港	○	○
	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○

【別表5 被災地内の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	回転翼機
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 (有明の丘地区)		○
	東京国際空港	○	○
	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○

【別表6 被災地外の航空搬送拠点候補地】

地方	都道府県	航空搬送拠点候補地	備考
北海道	北海道	新千歳空港	
	北海道	航空自衛隊千歳基地	
	北海道	札幌飛行場(陸上自衛隊丘珠駐屯地)	
東北	青森県	青森空港	
	岩手県	花巻空港	
	宮城県	仙台空港	
	宮城県	航空自衛隊松島基地	
	宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地	※
	山形県	山形空港	
	山形県	庄内空港	
	福島県	福島空港	
関東	茨城県	航空自衛隊百里基地	
	栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	
	群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地	※
	山梨県	小瀬スポーツ公園(補助競技場)	※
北陸	新潟県	新潟空港	
	富山県	富山空港	
	石川県	小松飛行場(航空自衛隊小松基地)	
中部	長野県	松本空港	
	岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	
	静岡県	愛鷹広域公園	※
	静岡県	静岡空港	
	静岡県	航空自衛隊浜松基地	
	愛知県	名古屋飛行場(航空自衛隊小牧基地)	
近畿	大阪府	関西国際空港	
	大阪府・兵庫県	大阪国際空港	
	兵庫県	神戸空港	
	和歌山県	南紀白浜空港	
中国	鳥取県	鳥取空港	
	鳥取県	美保飛行場(航空自衛隊美保基地)	
	島根県	出雲空港	
	岡山県	岡山空港	
	広島県	広島空港	
	山口県	山口宇部空港	
四国	徳島県	徳島飛行場(海上自衛隊徳島航空基地)	
	香川県	高松空港	
九州	愛媛県	松山空港	
	福岡県	福岡空港	
	福岡県	北九州空港	
	佐賀県	佐賀空港	
	長崎県	長崎空港	
	熊本県	熊本空港(陸上自衛隊高遊原分屯地を含む。)	
	大分県	大分空港	
	宮崎県	宮崎空港	
	宮崎県	航空自衛隊新田原基地	
	鹿児島県	鹿児島空港	

※当該航空搬送拠点における離着陸は、回転翼機のみが可能である。

【別表6 被災地外の航空搬送拠点候補地】

地方	都道府県	航空搬送拠点候補地	備考
北海道	北海道	新千歳空港	
	北海道	千歳基地	
	北海道	札幌飛行場	
東北	岩手県	花巻空港	
	宮城県	仙台空港	
	宮城県	航空自衛隊松島基地	
	宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地	※
	山形県	山形空港	
	山形県	庄内空港	
	福島県	福島空港	
	茨城県	航空自衛隊百里基地	
関東	栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	※
	群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地	※
	山梨県	小瀬スポーツ公園(補助競技場)	※
	新潟県	新潟空港	
北陸	富山県	富山空港	
	石川県	小松飛行場	
	長野県	松本空港	
中部	岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	
	静岡県	愛鷹広域公園	※
	静岡県	静岡空港	
	静岡県	航空自衛隊浜松基地	
	愛知県	名古屋飛行場	
	大阪府	関西国際空港	
近畿	大阪府・兵庫県	大阪国際空港	
	兵庫県	神戸空港	
	和歌山県	南紀白浜空港	
	鳥取県	鳥取空港	
中国	鳥取県	美保飛行場	
	島根県	出雲空港	
	岡山県	岡山空港	
	広島県	広島空港	
	山口県	山口宇部空港	
	徳島県	徳島飛行場	
四国	香川県	高松空港	
	愛媛県	松山空港	
	福岡県	福岡空港	
九州	福岡県	北九州空港	
	長崎県	長崎空港	
	熊本県	熊本空港	
	大分県	大分空港	
	宮崎県	宮崎空港	
	鹿児島県	鹿児島空港	

※当該航空搬送拠点における離着陸は、回転翼機のみが可能である。

※別添の地図（緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図）は省略

※別添の地図（緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図）は省略